

## 第1回

# 横浜市生活自立支援施設 指定管理者選定評価委員会

日時：平成27年5月25日 13:45から  
場所：寿福祉プラザ 2階会議室

- 
- 開会
  - 生活福祉部長挨拶
  - 選定委員会・事務局紹介
  - 議事
    - (1) 委員長の選出について
    - (2) 公募要項について
    - (3) 指定管理者の選定プロセスについて
  - その他
  - 閉会

- 資料1 選定委員・事務局名簿
- 資料2 指定管理者制度の概要
- 資料3 生活自立支援施設の概要
- 資料4 平成26年度 自立支援施設運営実績
- 資料5 横浜市ホームレス支援施策の概要
- 資料6 平成26年度ホームレス概数調査結果
- 資料7 公募要項（案）
- 資料8 指定管理者選定までのスケジュール案
- 資料9 生活困窮者自立支援法
- 資料10 ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法
- 資料11 横浜市生活自立支援施設条例
- 資料12 横浜市生活自立支援施設条例施行規則
- 資料13 横浜市生活自立支援施設の指定管理者の選定等に関する要綱
- 資料14 横浜市生活自立支援施設指定管理者選定委員会運営要綱

## 横浜市生活自立支援施設指定管理者選定評価委員会

選定評価委員・事務局名簿

## 選定評価委員

川崎 定昭	公認会計士
新保 美香	明治学院大学社会学部教授
隅田 直子	社会福祉法人恩賜財団済生会横浜市南部病院 医療ソーシャルワーカー
三浦 保之	NPO法人 市民の会 寿アルク事務局長
横山 清隆	社会福祉法人同塵会 特別養護老人ホームいづみ芙蓉苑施設長

## 事務局

小林 秀彦	健康福祉局援護対策担当課長
水原 伸浩	健康福祉局援護対策担当係長
新井 康之	健康福祉局援護対策担当

## 第1章 指定管理者制度の概要

### 1 指定管理者制度とは

指定管理者制度とは、地方自治体が設置する「公の施設」の管理運営について、民間企業・NPO等を含む団体（以下「民間事業者」という。）に委ねることを可能とする地方自治法上の制度である（地方自治法〔以下「法」という。〕第244条の2）。

つまり、指定管理者制度とは、公の施設の管理運営を通じて政策目的を達成するための手法の一つと位置づけられ、その目的は「多様化する市民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、市民サービスの向上と経費の節減等を図ること」であるとされている（平成15年7月17日総行行第87号の総務省通知）。

指定管理者制度は、平成15年6月の法改正により創設されたものであるが、従来は行政処分として地方自治体が行っていた利用許可権限等、施設に関する管理権限を指定管理者に委任できることとなつたほか、主に下表に示される点が従来の「管理委託制度」から変更となつた。

	管理委託制度《改正前》	指定管理者制度《改正後》
管理運営の主体	<ul style="list-style-type: none"> <li>公共団体、公共的団体、地方自治体の出資法人等に限定</li> <li>相手方を条例で規定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>民間事業者を含む幅広い団体（法人格は不要。ただし、個人は除く）</li> <li>議会の議決を経て指定</li> </ul>
権限と業務の範囲	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設の設置者である地方公共団体との契約に基づき、具体的な管理の事務又は業務の執行を行う</li> <li>施設の管理権限及び責任は、地方自治体が引き続き有する（使用許可権限も付与できない）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設の管理権限を指定管理者に委任（使用許可権限を含む）</li> <li>地方自治体は、管理権限は行使せず、設置者としての責任を果たす立場から必要に応じて指示等を行う</li> </ul>
条例で規定する内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>委託の条件、相手方等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定の手続、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲</li> </ul>
法的性質	<ul style="list-style-type: none"> <li>委託（契約）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定（行政処分）</li> <li>管理運営の細目等については、協定（行政処分の附款）により規定</li> </ul>

## 横浜市生活自立支援施設はまかぜの概要

(平成 27 年 4 月 1 日現在)

### 1 事業概要

一定の住居を持たない生活困窮者に対して、宿泊場所の供与、食事の提供その他日常生活を営むのに必要な便宜を供与する「生活困窮者一時生活支援事業」を実施する。また、「生活困窮者一時生活支援事業」利用者に対して、就労の支援その他自立に関する問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う「生活困窮者自立相談支援事業」を実施する。

### 2 施設の概要

#### (1) 名称

横浜市生活自立支援施設はまかぜ

#### (2) 所在地

横浜市中区寿町4丁目13番地1

#### (3) 施設規模

鉄筋コンクリート造り 地下1階地上7階

#### (4) 施設内容 (延床面積 はまかぜ棟約 3,200 m<sup>2</sup> + プラザ棟3階約 500 m<sup>2</sup>)

##### ア はまかぜ棟

地下1階：発電機室、倉庫

1階：駐車場、事務・守衛室、荷物用EV室、アラーム弁室・PS、

2階：職業相談室、居室、脱衣室、洗濯室、談話室、当直室(男子)、女子更衣室、当直室(女子)、

3階：入所者面接室、多目的室、食堂、アラーム弁室・PS、下処理室、事務室、洗濯室、休憩室、倉庫、休憩室(厨房用)

4階：居室、アラーム弁室、洗面室、浴室、脱衣室、リネン室

5階～7階：居室、脱衣室、アラーム弁室・PS、洗面室、事務室、リネン室

##### イ プラザ棟

3階：居室(個室支援プログラム用 24 床)

#### (5) 利用定員

250名

#### (6) 利用期間

3月以内。ただし、指定管理者が認める場合は6月まで延長可能。ただし、年末年始時期の退所予定日の調整については健康福祉局長が行うものとする。

#### (7) 運営根拠法令

(市) 横浜市生活自立支援施設条例 横浜市生活自立支援施設条例施行規則

横浜市生活自立支援施設運営要綱 横浜市一時生活支援事業実施要綱

施設型自立相談支援の実施に関する事務取扱要領

(国) 生活困窮者自立支援法、ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法

ホームレスの自立の支援等に関する基本方針

### 3 現運営団体

社会福祉法人 神奈川県匡済会 理事長 渡邊 俊郎

### 4 職員数

施設長	事務員	生活支援員	看護師	職業相談員(職安より派遣)
1名	1名	23名	1名	1名

### 5 支援内容

一時生活支援事業	食事・衣類・日用品等の提供、健康診断及び健康相談の実施
施設型	①施設利用者の自立に向けた支援プランの作成と相談支援 ②支援の実施にあたり、必要となる関係機関との連絡調整
自立相談支援事業	③入所を依頼した区福祉保健センターとの連絡調整 ④公共職業安定所職業相談員による職業相談・紹介

## 平成26年度ホームレス自立支援施設運営実績報告

横浜市ホームレス自立支援施設 はまかぜ

### 1 入所実績

#### ○ 月別入所状況

	延数	実数	内女性	実数	延長
4月	92	91			34
5月	83	82	6	6	29
6月	78	77	4	4	17
7月	76	76	1	1	22
8月	86	85	1	1	23
9月	86	83	3	2	27
10月	92	91	1	1	24
11月	62	61	2	2	23
12月	81	80	5	5	25
1月	84	81	5	5	22
2月	85	85	4	4	19
3月	72	72	8	8	37
26年度	977	883	40	35	302
25年度	1,127	1,024	36	33	342
24年度	1,299	1,185	53	51	556

※ 平成15年6月1日よりまつかけ宿泊所から横浜市自立支援施設『はまかぜ』に移転。

※ 入所定員は、平成23年4月1日より250人(女性20人)とされています。

※ 入所期間は、平成23年10月1日より30日以内(最大1年)とされています。

### 2 入所前の状況

#### ○ 生活形態

	24年度	25年度	26年度
屋外生活	747	697	580
自費により簡宿等で生活	54	31	26
宿泊援護により簡宿等で生活	26	23	25
ネットカフェ等で生活	212	169	140
アパート・自宅で生活	87	41	46
医療機関・施設で生活	50	58	43
その他	101	93	107
不明	22	15	10

### 3 健康診断状況

	24年度	25年度	26年度
呼吸器・肺疾患 (TB)	334 26	302 8	182 20
胃・肝臓・腎臓・腸	188	111	93
心臓・高血圧・血管	844	626	678
糖尿病	247	235	305
皮膚疾患	12	15	9
腰痛・外傷等	17	17	6
その他	355	303	204

#### ○ 依頼区別入所状況

	延数	内女性
中	480	13
南	48	5
西	137	5
鶴見	72	6
神奈川	44	2
港南	25	
保土ヶ谷	9	
旭	13	4
磯子	22	1
金沢	6	
港北	39	
緑	9	
青葉	9	3
都筑	5	
戸塚	25	1
栄	11	
泉	10	
瀬谷	13	

#### ○ 1日平均在所者数

24年度	25年度	26年度
161.3	138.0	109.9

#### ○ 1日平均入所数

24年度	25年度	26年度
5.2	4.6	4.0

#### ○ 主な就業形態

	24年度	25年度	26年度
日雇就労	279	280	212
契約・アルバイト等	321	297	291
常勤就労	193	170	106
その他	60	45	35
なし	446	335	333

#### 4 年齢分布

		20歳未満	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳～64歳	65歳以上	平均
26年度	延数	3	76	143	207	238	137	173	50.9
	内女性	0	3	2	10	15	3	7	52.5
25年度	延数	2	89	198	259	249	157	173	49.9
	内女性	0	5	8	9	6	3	5	46.9
24年度	延数	4	112	219	289	295	178	202	49.8
	内女性	0	2	5	15	13	8	10	53.0

#### 5 退所実績

##### ○ 月別退所状況

	延数	実数	内女性	実数
4月	90	90	2	2
5月	88	88	4	4
6月	80	78	7	5
7月	97	97	1	1
8月	74	73		
9月	82	82	2	2
10月	96	96	2	2
11月	73	72	3	3
12月	66	65	2	2
1月	79	77	5	5
2月	89	89	5	5
3月	79	78	6	6
26年度	993	889	39	33
25年度	1,178	1,072	40	37
24年度	1,279	1,157	53	51

##### ○ 退所理由

		24年度	25年度	26年度	
		延数	延数	延数	内女性
就労自立		199	192	150	1
半福祉 半就労	法外 生保	0 7	0 4	0 7	0 0
(内常勤就労)		92	81	75	0
生活保護	居宅 入院	452 45	426 51	364 25	15 1
他施設入所		60	51	67	6
居宅等の確保		127	91	77	5
小計		890	815	690	28
期限		60	36	29	1
自主		74	71	63	4
無断		160	138	115	4
その他		95	118	96	2
小計		389	363	303	11
合計		1,279	1,178	993	39
自立率		69.6%	69.2%	69.5%	71.8%

#### 6 住宅入居実績

	賃貸住宅 入居者数	あんしん入居 制度利用者数	住宅相談実績		
			実施回数	相談者数	決定件数
当月	1	0	0	0	0
26年度	21	0	8	8	8
25年度	32	0	15	15	11
24年度	43	1	5	5	4

## 横浜市のホームレス支援施策の概要

### 1 生活困窮者自立支援制度

平成27年4月1日に生活困窮者自立支援法（以下「困窮者法」とします。）が施行されました。この困窮者法の施行により、これまで本市が進めてきたホームレス支援施策の一部は、困窮者法に基づいて実施することになりました。

本市のホームレス支援施策のうち、困窮者法に基づく取組は以下の通りです。

#### (1) 生活自立支援施設はまかぜの運営

一定の住居を持たない生活困窮者に対して、宿泊や食事の提供、健康診断を実施するほか、日常生活を営むのに必要な日用品等を支給する「生活困窮者一時生活支援事業」を実施しています。

また、この一時生活支援事業利用者の自立に向けて「施設型自立相談支援事業」を実施しています。この事業では、利用者個々に支援プランを作成し、自立に向けた就労等の支援や福祉サービスの利用調整等の相談支援を行っています。施設退所後も福祉サービスの利用が必要な場合は、支援の引き継ぎも行います。

なお、現に路上などで生活しているホームレス等への支援として、市内を巡回し、相談支援を実施しています。この巡回活動は、「施設型自立相談支援事業」のアウトリーチ活動として実施しています。この巡回は、週に2回程度看護師が同行し、健康相談も行っています。

#### 【生活自立支援施設はまかぜの支援内容】

##### ① 一時生活支援事業

支援内容：寝食及び衣類、日用品等の提供、健診の実施

利用期間：原則3月以内。最大延長6月以内（利用期間は、②の支援プランにより決定）

##### 《事業実績》

	H22	H23	H24	H25	H26
利用者数	1,161人	1,257人	1,299人	1,127人	977人

※ 平成23年9月に個室を24床増床したので、定員が226人から250人に変わりました。

##### ② 施設型自立相談支援

支援内容：個々のアセスメント結果に基づく支援プランの作成とプランに基づく支援の実施

退所後の必要となる支援機関の利用調整等

### ③ アウトリーチ活動（巡回相談）

現に路上などで生活しているホームレス等の相談支援を行っています。従来から実施している、関内駅や横浜駅周辺等を巡回する夜間街頭相談は、アウトリーチ活動の一環として実施しています。また週に2回程度、この巡回相談時に看護師が同行し、健康相談を実施しています。

この他、効果的にアウトリーチ活動を実施するため、学識経験者等で構成するホームレス等総合相談推進懇談会を開催しています。

#### 《活動実績》

	H22	H23	H24	H25	H26
相談件数	2,094 件	1,948 件	2,110 件	2,090 件	1,918 件

## 2 横浜市ホームレスの自立の支援等に関する実施計画

横浜市では、「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」や、この法律に基づき国が告示した「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」などに即し、横浜市の実情に応じたホームレスの総合的な自立支援施策を推進し、ホームレスの自立を支援するとともに、新たにホームレスになることを防止することなどをめざして、「横浜市ホームレスの自立の支援等に関する実施計画」を策定しています。

※ <http://www.city.yokohama.lg.jp/kenko/entai/homeless/#keikaku>

からご覧ることができます。

## 3 無料低額宿泊事業のガイドライン

ホームレス等を対象とした無料低額宿泊所については、ホームレス自立支援施策のひとつとして位置づける観点から、『無料低額宿泊事業のガイドライン』を定め、事業者に対して適切な設備と運営を求めています。

横浜市内の無料低額宿泊事業を行う施設数 45 施設 (平成27年4月1日現在)

## 4 寿福祉プラザ相談室(寿福祉プラザ運営事業)

住居のない人及び簡易宿泊所宿泊者等の福祉を図り自立を援助するため、生活上の相談や関係機関等の連絡調整を行っています。

## 5 寿地区年末年始対策事業

寿地区に居住する日雇労働者等で、生活に困窮する人に対し、年末年始休庁期間中の緊急援護を行っています。

項目	内容	26年度実績
宿泊援護	簡易宿泊所、臨時宿泊所等への入所	41人
その他	検診、相談等	23人

## 平成27年1月 ホームレスの実態に関する全国調査 概数調査結果

## 1 調査概要

目的	ホームレス自立支援施策等の基礎資料収集
時期	平成27年1月
調査区域	市内全域
方法	目視による概数の把握
体制	(福)神奈川県匡済会
調査対象者	公園、河川、道路、駅舎、その他施設の項目別に小屋、ダンボール、テント等の方法で寝起きしているもの(自立支援施設等の入所者は対象外とした)。

## 2 調査結果

合計	男性	女性	定住型	移動型	調査の結果確認できた箇所(滞在箇所)
548人	535人	13人	114人	434人	210か所

## 3 区別人数

区名	合計	男性	女性	区名	合計	男性	女性
鶴見	46人	46人	0人	金沢	16人	16人	0人
神奈川	38人	37人	1人	港北	37人	36人	1人
西	98人	94人	4人	緑	8人	8人	0人
中	187人	182人	5人	青葉	9人	9人	0人
南	14人	14人	0人	都筑	10人	10人	0人
港南	15人	15人	0人	戸塚	11人	10人	1人
保土ヶ谷	14人	14人	0人	栄	10人	10人	0人
旭	10人	10人	0人	泉	5人	5人	0人
磯子	13人	12人	1人	瀬谷	7人	7人	0人

## 4 場所別人数

場所	人数	比率
公園	162人	29.6%
河川	83人	15.1%
道路	78人	14.2%
駅舎	27人	4.9%
その他施設	198人	36.1%
合計	548人	100.0%

## 5 過去の調査との比較

## (1) 男女別人数・屋外形態・滞在か所数

調査年	総数	男性	女性	定住型	移動型	定住割合	移動割合	調査の結果確認でした箇所
19年1月	661人	653人	8人	323人	338人	48.9%	51.1%	188か所
20年1月	649人	643人	6人	299人	350人	46.1%	53.9%	203か所
21年1月	697人	685人	12人	292人	405人	41.9%	58.1%	218か所
22年1月	710人	702人	8人	252人	458人	35.5%	64.5%	219か所
23年1月	691人	683人	8人	242人	449人	35.0%	65.0%	221か所
24年1月	609人	595人	14人	179人	430人	29.4%	70.6%	204か所
25年1月	581人	566人	15人	165人	416人	28.4%	71.6%	200か所
26年1月	580人	569人	11人	143人	437人	24.7%	75.3%	215か所
27年1月	548人	535人	13人	114人	434人	20.8%	79.2%	210か所

(2) 区別人数

区名	19年実態調査	20年実態調査	21年実態調査	22年実態調査	23年実態調査	24年実態調査	25年実態調査	26年実態調査	27年実態調査
鶴見	90人	79人	78人	69人	79人	77人	77人	75人	46人
神奈川	43人	47人	63人	54人	51人	35人	53人	49人	38人
西	97人	90人	113人	133人	94人	95人	98人	79人	98人
中	245人	231人	232人	245人	243人	216人	189人	192人	187人
南	16人	22人	26人	21人	24人	17人	19人	20人	14人
港南	19人	18人	22人	12人	14人	18人	13人	17人	15人
保土ヶ谷	12人	19人	11人	15人	12人	8人	10人	11人	14人
旭	7人	3人	7人	6人	12人	8人	3人	7人	10人
磯子	8人	6人	8人	11人	15人	5人	9人	10人	13人
金沢	26人	32人	27人	28人	42人	36人	26人	19人	16人
港北	51人	43人	47人	48人	42人	36人	41人	41人	37人
緑	7人	6人	12人	10人	8人	10人	6人	8人	8人
青葉	7人	9人	7人	15人	11人	11人	9人	10人	9人
都筑	11人	20人	16人	14人	9人	10人	10人	14人	10人
戸塚	10人	7人	5人	10人	16人	9人	7人	11人	11人
栄	5人	3人	11人	11人	7人	7人	3人	9人	10人
泉	2人	3人	9人	4人	4人	3人	3人	4人	5人
瀬谷	5人	11人	3人	4人	8人	8人	5人	4人	7人
合計	661人	649人	697人	710人	691人	609人	581人	580人	548人

(参考) 他都市のホームレス数

	平成22年1月	平成23年1月	平成24年1月	平成25年1月	平成26年1月	平成27年1月
東京23区	2,786人	2,396人	2,134人	1,787人	1,581人	1,336人
川崎市	666人	598人	543人	527人	490人	439人
名古屋市	502人	446人	347人	305人	264人	273人
大阪市	2,860人	2,171人	2,179人	1,909人	1,725人	1,527人

(3) 場所別人数

場所	19年実態調査	20年実態調査	21年実態調査	22年実態調査	23年実態調査	24年実態調査	25年実態調査	26年実態調査	27年実態調査
公園	198人	229人	236人	214人	253人	191人	185人	201人	162人
河川	143人	118人	128人	115人	102人	94人	98人	96人	83人
道路	58人	131人	127人	135人	91人	86人	72人	62人	78人
駅舎	127人	24人	39人	30人	31人	40人	24人	30人	27人
その他施設	135人	147人	167人	216人	214人	198人	202人	191人	198人
合計	661人	649人	697人	710人	691人	609人	581人	580人	548人

6 調査結果から

- (1) ホームレス数は前回調査と比較し32名の減少となりましたが、18区のうち、7区で増加し、9区で減少しています。  
(2区は増減なし)
- (2) 市内の全区でホームレスが確認されました。特に鶴見区で29人、神奈川区で11人と減少しています。  
一方で、西区で19人と増加しています。
- (3) 調査の結果確認できたか所数は、前回調査時から5か所減少しし、210か所となっています。
- (4) 屋外の生活形態では、軽装で手荷物を持った移動型の者が79.2%、小屋、テント等による定住型の者は20.8%となり、前回調査と比較すると、さらに定住型の割合が下るのとともに、移動型の割合が増加しています。

(案)

## 横浜市生活自立支援施設

### 指定管理者公募要項

平成 27 年 6 月

横浜市健康福祉局援護対策担当

## 目次

<b>1 指定管理者制度の趣旨</b>	1
<b>2 公募の概要</b>	1
(1) 対象施設	1
(2) 指定期間	3
(3) 指定管理者の公募及び選定(「5 公募及び選定に関する事項」参照)	3
(4) 問合せ先	4
<b>3 指定管理者が行う業務</b>	4
<b>4 横浜市生活自立支援施設の概要</b>	4
(1) 施設の設置目的	4
(2) 目的達成の手段	4
(3) 実施事業（具体策）	4
(4) 職員配置及び経費等（実施事業を支える体制）	7
(5) リスク分担	8
(6) 業務実施上の留意事項	9
<b>5 公募及び選定に関する事項</b>	13
(1) 公募スケジュール	13
(2) 公募手続きについて	14
(3) 審査・選定の手続きについて	15
(4) 応募手続きについて	18
(5) 応募条件等について	19
<b>6 協定及び準備に関する事項</b>	21
(1) 協定の締結	21
(2) 協定の主な内容	21
(3) 準備業務	21
(4) 指定候補者の変更	22
(5) 指定取消及び管理業務の停止	22

## 1 指定管理者制度の趣旨

「公の施設」の管理運営については、平成15年6月の地方自治法の一部改正により、多様化する市民ニーズにより効果的・効率的に対応するため、若しくは民間の能力を活用しつつ、市民サービスの向上と経費の節減等を図るため、指定管理者制度が導入されました。

このたび、横浜市生活自立支援施設設置条例に基づいて設置されている横浜市生活自立支援施設について現在の指定期間の満了に伴い、平成28年4月から管理運営を行う指定管理者の選定にあたり、次のとおり事業者を広く公募します。

## 2 公募の概要

### (1) 対象施設

ア 名称 横浜市生活自立支援施設はまかぜ

イ 所在地 横浜市中区寿町4丁目13番地1

ウ 施設規模 新築棟：鉄筋コンクリート造り 地下1階地上7階

改修棟：鉄筋コンクリート造り 地下1階地上3階（はまかぜとしての使用は3階部分のみ）

### エ 施設内容

（新築棟部分）

階数	室名	標準面積	施設内容	利用内容
1階	受付・守衛室	16.74	守衛室、受付カウンター	来所者受付
	駐車場	244.13	駐車場	14台（障がい者用1台、食品運搬用1台含）
	その他	170.66	倉庫、共用部分、荷物用EVなど	
	合計	431.53		
2階	職業相談室	21.42		
	居室	69.02		4名×5室、女子専用
	浴室・脱衣室、洗濯室	19.04		女子専用
	事務室（物入れ、湯沸室含）	99.65		
	談話室	16.06		女子専用
	男子更衣室	11.28	職員用	
	当直室	10.36		

2階	女子更衣室	9.98	職員用	
	当直室	10.36		
	その他	166.943	共用部分、アラーム弁室、PSなど	
	合計	434.113		
3階	入所者面接室	21.42		
	多目的室	22.44		
	食堂	106.13		
	厨房	66.97		
	下処理室	13.32		
	食品庫	3.6		
	前室	4.74		
	事務室	4.54		
	洗濯室	15.74		
	厨房専用廊下	10.17		
	休憩室	10.08		
	その他	154.963	倉庫、共用部分、機械室など	
	合計	434.113		
4階	居室	143.77	利用者居室	10名1室、8名1室 6名3室、4名1室
	洗面室	9.63		
	浴室	47.6		
	脱衣室	18.01		
	洗濯室	19.73		
	その他	167.3	共用部分、機械室など	
	合計	406.04		
5階	居室	211.11		8名3室、6名6室
	談話室	18.36		
	洗面室	9.63		
	その他	166.94	共用部分、機械室など	
	合計	406.04		
6階	居室	189.33	利用者居室	8名3室、6名5室
	談話室	18.36		
	洗面室	9.63		
	事務室	21.42		
	その他	167.3	共用部分、機械室など	
	合計	406.04		

7階	保健室	23.46		
	居室	184.25	利用者居室	8名2室、6名6室
	談話室	18.36		
	洗面室	9.63		
	その他	170.34	共用部分、機械室など	
	合計	406.04		

(改修棟部分)

階数	室名	標準面積	施設内容	利用内容
3階	居室	193.45	利用者居室	24名分
	談話室	79.57		
	洗面室	8.35		
	事務室	25.21		
	その他	196.53	共用部分など	
	合計	503.11		

才 利用定員 250名

力 利用期間 3月以内。ただし、指定管理者が認める場合は6月を限度として延長可能。ただし、年末年始時期の退所予定日の調整については健康福祉局長が行うものとする。

## (2) 指定期間

平成28年4月1日から平成33年3月31日（5年間）

## (3) 指定管理者の公募及び選定（「5 公募及び選定に関する事項」参照）

指定管理者の公募及び選定は、「横浜市生活自立支援施設の指定管理者の選定等に関する要綱」に基づき公募を行い、「横浜市生活自立支援施設指定管理者選定評価委員会運営要綱」に基づき設置される「横浜市生活自立支援施設指定管理者選定評価委員会」（以下「選定委員会」と言う。）において、書類及びヒアリング等に基づく審査を実施し、応募者の中から生活自立支援施設（以下「施設」と言う。）の設置目的を最も効果的に達成することができると認められる団体を選定します。

選定結果は、応募者に対して速やかに通知し、選定の経過及び結果は、指定管理者選定後、健康福祉局ホームページへの掲載等により公表します。

その後、横浜市会の議決を経て、指定管理者として指定されます。

#### (4) 問合せ先

〒231-0017 横浜市中区港町1－1 横浜市健康福祉局援護対策担当  
電話 045(671)2425 Fax 045(664)0403  
E-mail [kf-entai@city.yokohama.jp](mailto:kf-entai@city.yokohama.jp)

### 3 指定管理者が行う業務

横浜市生活自立支援施設条例第2条に規定する事業の実施に関すること。  
(詳細は、以下を参照にして下さい)

### 4 横浜市生活自立支援施設の概要

#### (1) 施設の設置目的

施設は、「一定の住居を持たない生活困窮者の自立を支援するため」に設置される施設です。(横浜市生活自立支援施設条例第1条)

#### (2) 目的達成の手段

上記の目的を達成するために、以下のことを実施します。具体的な実施事業は次項の通りとなります。

- ア 生活困窮者一時生活支援事業（以下「一時生活支援事業」とします。）
- イ 生活困窮者自立相談支援事業のうち、施設型自立相談支援事業（以下「自立相談支援事業」とします。）

#### (3) 実施事業（具体策）

##### ア 施設の運営に関する事項

- (ア) 職員の雇用に関すること。
  - a 施設長を配置すること。
  - b 事務員を配置すること。
  - c 生活支援員を配置すること。
  - d 看護師を配置すること。
  - e 嘴託医（精神科）を配置すること。
  - f 上記の他、公共職業安定所の職員を職業相談員として常駐させること。
  - g 職員の勤務形態は、施設の運営に支障がないように定めること。
  - h 職員に対して、施設の管理運営に必要な研修を行い、職員の資格取得を支援すること。
  - i 職員に対して必要な健康診断を行い、利用者及び職員の健康を害さないよう努めること。

j 研修や資格取得を通して職員の資質向上に取り組むこと。

(イ) 一時生活支援事業の実施

- a 事業の実施にあたっては、本市の規定による他、厚生労働省発出「生活困窮者自立支援制度に関する手引きの策定について」（社援地第1号 平成27年3月6日）の趣旨を踏まえて実施すること。
- b 施設の利用の許可に関すること。
- c 施設の利用期間の決定及び変更に関すること。
- d 利用者に対して、一日3食を提供すること。
- e 利用者に対して、入所後速やかに健康診断を実施すること。
- f 利用者に対して、日用品を支給すること。

(ウ) 施設利用者に対する自立相談支援事業の実施

- a 事業の実施にあたっては、本市の規定による他、厚生労働省発出「生活困窮者自立支援制度に関する手引きの策定について」（社援地第1号 平成27年3月6日）の趣旨を踏まえて実施すること。
- b 利用者に対して、健康診断の結果等を踏まえてアセスメントを実施した上で、支援プランを作成すること。支援プランについては、福祉保健センター長と調整をした上で、生活困窮者自立支援法に規定する支援調整会議を開催し、利用者の同意を得ること。なお、支援の実施にあたってはセンターの他、必要な支援を提供する関係機関と連携して行うこと。
- c 自立に向けて交通費等の経費が必要な場合は、最小限の範囲内で支給又は貸与を行うこと。
- d 施設利用中に要保護状態となった者に対する生活保護の適用など制度に係る手続きは、センター長が行うものとする。
- e 就労支援を行う場合は、公共職業安定所等の職業紹介機関と連携して支援すること。
- f 前項の職業紹介機関の支援を受けた結果、利用者に就職支度金品等の経費需要が生じた場合には、センター長と協議した上で必要な金品の支給又は貸与を行うこと。
- g 民間住宅への入居を希望するが、保証人を確保できない者に対しては、全日本不動産協会の住宅相談員や「横浜市民間住宅あんしん入居事業」等を利用して、居住場所の確保を支援すること。
- h 利用者に対し、必要と認めた施設内の作業を、希望者に行わせること。
- i 利用者個々の支援プランを決定するために行なう支援調整会議の他、施設利用者の支援に関わる関係機関等との会議を開催し、プランの適切性や利用者のニーズに対応する社会資源等について検討すること
- j 利用者に関する支援経過を記録し、整備すること。
- k 利用者が退所する際には、必要な支援機関に対して支援の調整を行うこと。
- l 利用者が退所する際には、利用中の状況、支援プラン、就労状況について、センター長に報告すること。
- m 退所者から相談を受けた場合、内容を把握し、必要な支援機関につなげる等の対応を行う

こと。

- n 施設の運営状況を記録した事業実績報告を月毎に取りまとめ、毎月8日までに健康福祉局長に報告すること。
- o 施設の利用者からは利用料金を徴収しないこと。
- p 施設の利用者からの苦情、要望に対しては、充分応えることのできる体制を整え、苦情、要望処理報告書を作成し、横浜市に提出すること。

(工) 神奈川県ホームレス就業支援協議会の行うホームレス就業支援事業に関すること。

- a 必要に応じて、神奈川県ホームレス就業支援協議会、センターと連絡、調整を行うこと。
- b ホームレス就業支援事業を通して、就労及び職場体験講習を行うもので、交通費及び昼食代を持たないものに対して必要最低限の金品を貸し付けること。

(才) 健康福祉局が行う寿地区年末年始対策事業に協力すること。なお、協力内容については、別に契約により定める。

(力) 次の帳簿類を備えること。

- a 人事労務関係書類
- b 経理出納関係書類
- c 入退所関係書類（入退所簿、在所者名簿、ケース記録簿等）
- d 各種報告書類
- e 就労者関係書類
- f その他運営管理上必要な帳簿類

イ 施設及び設備の維持保全及び管理に関する業務

施設の設備及び設備・備品についてその状態を良好かつ清潔に保ち、施設利用者が快適で安全に利用できるように適正な維持保全及び管理を行います。

(ア) 施設及び設備の維持保全及び管理

指定管理者は、別に市が定める方式に則り、施設・設備の点検（関係法令に則った法令点検、機能維持点検及び巡回・確認）を実施し、施設が適切に利用可能かどうかを把握します。施設・設備等の小破修繕（1件あたり50万円以内のもの）については、指定管理者が必要な措置を講じ、横浜市に報告するものとします。費用が高額になる等の場合には必要に応じて速やかに横浜市に報告するとともに協議のうえ必要な措置を講じるものとします。

(イ) 管理責任者及び防火責任者を配置し、その者の氏名を報告すること。

(ウ) 安全管理に十分配慮し、火災、損傷等を防止して財産の保全を図るとともに、利用者及び職員の安全確保に努めること。

(工) 衛生管理に十分配慮し、常に快適な利用が出来る状態の保持に努めること。

(才) 非常災害、事故等の緊急事態発生時に備え、具体的な対応計画を定め、緊急時の連絡先等をあらかじめ報告するとともに、避難・救出その他必要な訓練を定期的に実施すること。

(力) 施設を善良な管理者の注意をもって維持管理に努め、原則として、その設置目的以外の目的に使用しないものとする。

ウ 個人情報保護に関すること。

(ア) 施設の適正な管理運営のため、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。

(イ) 個人情報保護の体制をとり、職員に周知し、徹底を図ること。

エ その他

(ア) 緊急時対策、防犯・防災対策についてマニュアルを作成し、職員に指導すること。

(イ) 文書類の管理に関するこ

施設宛の文書類は、収受印を押印し、内容ごとに保管期間を定め保管すること。

横浜市に宛てた文書類又は取扱いに疑義が生じた文書類については、横浜市に回送し、その指示を受けること。

(ウ) 施設の視察等の対応に関するこ

他の地方公共団体の職員等による視察、見学等については、原則として指定管理者が対応すること。

(エ) 会社等の法人にかかる市民税、事業を行うものにかかる事業所税、指定管理者が新たに設置した償却資産にかかる固定資産税等の納税義務者となる可能性がある。

#### (4) 職員配置及び経費等（実施事業を支える体制）

ア 職員配置

施設の支援内容や定員数を踏まえて、円滑な運営、効果的な自立支援を実施できる体制を整えてください。資格要件については、看護師は看護師の資格を持つ者に限られます。

また、自立相談支援事業の実施にあたり、職員を主任相談支援員、相談支援員、就労支援員に充てることになります。このうち、主任相談支援員は厚生労働省が主催する研修を受講し、修了証を受ける必要があります。この研修が実施されたら、主任相談支援員となる職員は速やかに研修を受講してください。

#### イ 指定管理料

施設の運営に係る人件費、事業費、事務費、管理費等の経費に充てるため、市は指定管理者に対して指定管理料を支払います。なお、施設は行政機関である健康福祉局寿地区対策担当と建物を共同で使用しており管理も一体で行っているため、設備点検費、警備費、光熱水費については健康福祉局が現物で提供することとします。

指定管理料は、応募の際に提出された指定管理料提案書を元に、会計年度（4月1日から翌年3月31日）ごとに、横浜市の予算の範囲内で、横浜市と指定管理者が協議して決定します（予算は議決案件であり、各年度予算案の議決が条件となります。）。指定管理料の支払い時期、方法等は協定で定めます。

各年度の指定管理料決定のための協議の際に、選定時の提案書で示された指定管理料の金額から減額する場合には、管理運営や事業内容等について、横浜市と指定管理者の間で協議を行うこととします。

なお、指定管理者による管理運営の水準が、この公募要項や協定で定めたものに満たなかった場合には、指定管理料を減額することがあります。減額の基準・手続き等については、協定で定めます。

#### ウ 小破修繕

施設・設備・備品等の小破修繕については、原則として1件あたり50万円の範囲内で、指定管理者が負担します。

#### エ 利用料金について

施設は利用料金制をとっていないため、利用にかかる利用料金は徴収しません。

### (5) リスク分担

指定期間内における主なリスク分担については、次の表の通りとします。これ以外のリスクに関する対応については、別途協議するものとします。

リスク の種類	リスクの内容	負担者		
		市	指定 管理 者	分担 (協議)
物価変動	収支計画に多大な影響を与えるもの	○		
	それ以外のもの		○	
資金調達	資金調達不能による管理運営の中止等		○	
	金利上昇による資金調達費用の増加		○	
法令等変更	管理運営に直接影響する法令等の変更			○
税制変更	消費税(地方消費税を含む)の税率等の変更			○
	法人税・法人住民税の税率等の変更		○	
	事業所税の税率等の変更			○

	それ以外で管理運営に影響するもの			○
許認可等	市が取得すべき許認可等が取得・更新されないことによるもの	○		
	指定管理者が取得すべき許認可等が取得・更新されないことによるもの		○	
管理運営内容の変更	市の政策による期間中の変更	○		
	指定管理者の発案による期間中の変更			○
市会議決	指定の議決が得られることによる管理運営開始の延期		○	
需要変動	大規模な外的要因による需要変動			○
	それ以外のもの		○	
管理運営の中止・中止	市に帰責事由があるもの	○		
	指定管理者に帰責事由があるもの		○	
	それ以外のもの			○
施設等の損傷	指定管理者に帰責事由があるもの		○	
	指定管理者が設置した設備・備品		○	
	小破修繕（一件あたり 50 万円以内のもの）		○	
	それ以外のもの			○
利用者等への損害賠償	市に帰責事由があるもの	○		
	指定管理者に帰責事由があるもの		○	
	市と指定管理者の両者、または被害者・他の第三者等に帰責事由があるもの			○
公募要項等	公募要項等の瑕疵・不備に基づくもの	○		
不可抗力※	不可抗力による施設・設備の復旧費用	○		
	不可抗力による管理運営の中止			○

※不可抗力：暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、戦乱、内乱、テロ、

侵略、暴動、ストライキなど

## (6) 業務実施上の留意事項

### ア 関係法令等の遵守について

業務を遂行するうえで、関係する法令等を遵守することとします。

なお、指定期間中にこれらの法令等に改正があった場合は、改正された内容とします。

### 《主な関連法令》

- (ア) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）
- (イ) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）

- (ウ) 生活困窮者自立支援法（平成 25 年 12 月 13 日法律第 105 号）
- (エ) ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法（平成 14 年 8 月 7 日法律第 105 号）
- (オ) 横浜市生活自立支援施設条例（平成 15 年 2 月条例第 1 号）
- (カ) 横浜市生活自立支援施設条例施行規則（平成 15 年 5 月規則第 70 号）
- (キ) 個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）
- (ク) 横浜市個人情報の保護に関する条例（平成 17 年 2 月条例第 6 号）
- (ケ) 労働関係法令（労働基準法、労働組合法、労働安全衛生法、最低賃金法等）
- (コ) 施設・設備の維持保全関係法令（建築基準法、消防法、電気事業法、水道法、建築物における衛生的環境の確保に関する法律、エネルギーの使用の合理化に関する法律等）

#### 《その他市の計画・施策等》

##### 横浜市ホームレスの自立の支援等に関する実施計画

#### イ 業務の基準・評価について

##### (ア) 事業計画書・事業報告書等の提出

指定管理者は、単年度の運営状況だけではなく、指定管理期間内の継続的改善の仕組みを検討し、毎年度、事業計画書及び事業報告書等を作成し、横浜市に提出します。これらの提出物については、公表することとします。なお、事業計画書及び事業報告書等の内容については、協定等において定めます。

##### (イ) 自己評価の実施

業務の質やサービスの向上を図ることを目的に、利用者等から施設運営に関する意見を聴取し、年 1 回以上、自己評価を実施し、指定管理者が自ら公表することとします。

##### (ウ) 第三者評価の実施

横浜市では、客観的な視点からの評価を受けることで、指定管理者が自ら必要な業務改善を行い、サービスの質の向上等を図ることを目的として、第三者評価の受審を指定管理者の義務としています。

施設に関する第三者評価は、市が定めた評価基準に基づき、外部有識者で構成される第三者評価委員会による評価を受けることとし、これらの結果を公表します。

なお、受審については、指定開始から 2 年目に行うことと原則とします。

##### (エ) 業務の基準を満たしていない場合の措置

横浜市は、指定管理者の業務が基準を満たしていないと判断した場合、指定管理者が必要な改善措置を講じるよう指示を行います。それでも改善が見られない場合、横浜市は地方自治法第 244 条の 2 第 11 項に基づき、その指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部もしくは一部を停止する場合があります。

この場合、横浜市に生じた損害は指定管理者が賠償するものとします。また、指定管理者は、次期指定管理者が円滑かつ支障なく管理運営を行うことができるよう、必要な引継ぎを行うも

のとします。

#### ウ その他

##### (ア) 個人情報の保護について

指定管理者が管理業務を実施するにあたっては、「横浜市個人情報の保護に関する条例」（平成17年2月横浜市条例第6号）の規定が適用され、個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人情報を適正に取り扱うことが必要です。

また、横浜市等が実施する個人情報保護に関する必要な研修に参加するとともに、従事者に対する必要な研修を行うこととします。

##### (イ) 情報公開の実施について

指定管理者が管理業務を実施するにあたり、横浜市に準じた情報公開の対応を行うこととします。

「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」（平成12年2月横浜市条例第2号）の趣旨に則り市が別途示す「標準規程」に準拠して、指定管理者が「情報公開規程」を作成し、それに基づき、行政文書開示請求等に対して適切に対応することとします。

##### (ウ) 事故への対応・損害賠償について

指定管理者は、施設において事故防止に努めるとともに、発生した事故への損害賠償等の対応に関して、次のとおり義務を負うこととします。

- a 指定管理者の責めに帰すべき事由により、横浜市又は第三者に損害を与えた場合には、指定管理者においてその損害を賠償しなければなりません。
- b 施設における事故防止及び事故発生時の対応に備えて、指定管理者はあらかじめ事故防止・事故対応マニュアルを定めるとともに、事故発生時には直ちにその旨を横浜市へ報告しなければなりません。
- c 指定管理者は、損害保険会社により提供されている指定管理者に対応した施設賠償責任保険に加入し、当該保険からの保険金により損害賠償責任に対応することとします。なお、対人保障の保険金額は1億円以上とし、横浜市を追加被保険者とします。

##### (エ) 苦情・要望について

指定管理者は利用者等から寄せられる苦情や要望に十分応えることのできる体制を整えることとします。また、苦情・要望処理報告書を作成し、横浜市に提出することとします。

##### (オ) 利用の継続

業務の開始にあたっては、現に施設を利用している利用者の継続利用を妨げないこととします。

また、利用者に関する情報は、利用者の同意を得て、指定期間終了時には次期指定管理者に引き継ぐこととします。

(力) 事業の継続が困難となった場合の措置

a 指定管理者の責めに帰すべき事由による場合

横浜市は地方自治法第 244 条の 2 第 11 項に基づき、指定の取り消しをすることができるものとします。その場合は横浜市に生じた損害は指定管理者が賠償するものとします。また、指定管理者は、次期指定管理者が円滑かつ支障なく本施設の管理運営業務を遂行できるよう、次期指定管理者に対して引継ぎを行うものとします。

b 当当事者の責めに帰することができない事由による場合

横浜市及び指定管理者双方の責めに帰することができない事由により、事業の継続が困難になった場合は、事業継続の可否について協議するものとします。

(キ) 協定書の解釈に疑義が生じた場合等の措置

協定書の解釈に疑義が生じた場合又は協定書に定めのない事項が生じた場合については、横浜市と指定管理者は誠意を持って協議するものとします。

(ク) 公租公課

指定管理者は法人に係る市民税等の納税義務者となる可能性がありますので、財政局主税部 法人課税課、所轄の県税事務所及び税務署にお問合せください。

(ケ) 施設情報の定期的報告

施設・設備の維持保全の状況について、指定管理者が確認し、市に報告します。確認及び報告は、市が策定している「維持保全の手引き」及び「施設管理者点検マニュアル」に基いて行います。

(コ) 災害等発生時の対応

施設は、現段階では本市防災計画等に位置づけがありませんが、危機発生時の状況によっては、随時、施設に協力を求める可能性があり、指定管理者はそれに協力するよう努める義務があります。

(サ) 廃棄物の対応

施設から発生する廃棄物の抑制に努めるとともに、横浜市役所の分別ルールに沿って適切に分類を行い、可能限り資源化していくなど「横浜市一般廃棄物処理基本計画」等に沿った取組を推進することとします。

(シ) 横浜市暴力団排除条例の遵守

横浜市暴力団排除条例の施行（平成 24 年 4 月 1 日）にともない、指定管理者は公の施設

の利用等が暴力団の利益になると認められる場合、その利用許可等を取り消すことができるとしています。指定管理者当該条例の趣旨に則り適切に施設の管理運営を行ってください。

(ス) 横浜市中小企業振興基本条例を踏まえた取組の実施

市では、平成22年4月1日より本条例を施行し、市内中小企業への優先発注の徹底に努めています。

指定管理者は本条例の趣旨を踏まえ、修繕等の発注、物品及び役務の調達等にあたって、市内中小企業への優先発注に努めるものとします。

なお、横浜市は本施策の取組状況を確認するため、指定管理者に対して、指定期間中の発注状況についての調査を実施する場合があります。

(セ) 財務状況の確認

安定的な管理運営が確保されているかを確認するため、横浜市は年度に1回、指定管理者となっている団体（共同事業体においては各構成団体）について選定時と同様の財務状況を確認します。そのため、各団体から財務諸表等の財務状況について確認できる書類を提出していただく必要があります。

(ソ) ウェブアクセシビリティ

指定管理者は、ウェブサイト等インターネットを利用して情報を受発信する場合は、全ての人が安全かつ適切に情報を得られるよう、セキュリティを確保し、アクセシビリティに配慮すること。

(タ) その他市政への協力

その他環境対策や区局の運営方針等、市政に関して協力するよう努めることとします。

(チ) その他

その他、記載のない事項については、健康福祉局長と協議を行なうこととします。

## 5 公募及び選定に関する事項

(1) 公募スケジュール

ア 公募のお知らせ・公募要項の配布	6月 1日（月）～7月17日（金）
イ 現地見学会及び応募説明会	7月 8日（水）
ウ 公募要項に関する質問受付	7月13日（月）～7月17日（金）
エ 公募要項に関する質問回答	7月24日（金）頃（予定）
オ 応募書類の受付期間	7月28日（火）～7月30日（木）
カ 審査・選定（面接審査実施）	8月中旬

キ 選定結果の通知・公表	8月下旬
ク 指定管理者の指定	12月下旬予定
ケ 指定管理者との協定締結	平成28年1月下旬締結（予定）

## (2) 公募手続きについて

### ア 公募のお知らせ

指定管理者の公募について、横浜市のホームページに掲載し、広くお知らせします。

### イ 公募要項の配布

(ア) 期間：平成27年6月1日（月）から平成27年7月17日（金）まで

(イ) 配布場所：ホームページからダウンロードして下さい。

URL：<http://www.city.yokohama.lg.jp/kenko/shitei-kanri/hamakaze/>

### ウ 現地見学会及び応募説明会

現地見学会及び応募方法、応募書類等に関する説明会を次のとおり開催します。応募を予定される団体は、できる限りご参加ください。当日は、この公募要項は配布しませんので、各自でご持参ください。なお、現地見学会終了後、説明会を行います。

(ア) 開催日時：平成27年7月8日（水）14時00分から17時00分まで

(イ) 開催場所：横浜市生活自立支援施設

(ウ) 参加人数：各団体3名以内とします。

(エ) 申込方法：参加をご希望される団体は、7月3日（金）午後5時までに、FAXまたはE-mailで「横浜市生活自立支援施設応募説明会申込書」（別紙1）を健康福祉局援護対策担当にお送りください。

なお、説明会当日は、駐車場はありませんので、公共交通機関をご利用ください。

### エ 質問の受付

公募要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付けます。

(ア) 受付期間：平成27年7月13日（月）午前9時から7月17日（金）午後5時まで

(イ) 受付方法：FAXまたはE-Mailで「質問書」（別紙2）を横浜市健康福祉局援護対策担当にお送りください。電話でのお問合せには応じられませんのでご了承願います。

### オ 質問への回答

回答方法：平成27年7月24日（金）（予定）に、横浜市健康福祉局ホームページへの掲載により回答します。

URL：<http://www.city.yokohama.lg.jp/kenko/shitei-kanri/hamakaze/>

### カ 応募書類の受付

(ア) 応募書類：「5（4）応募手続きについて」を参照

- (イ) 受付期間：平成27年7月28日（火）午前9時から7月30日（木）午後5時まで  
 (ウ) 受付方法：横浜市健康福祉局援護対策担当（関内新井ビル10階）まで、ご持参又は記録が  
 　　残る送付方法（簡易書留等）でご提出ください（受付期間内必着）。
- ※送付先 〒231-0017 横浜市中区港町1-1 横浜市健康福祉局援護対策担当

### (3) 審査・選定の手続きについて

#### ア 審査方法

選定委員会で審査を行い、その結果に基づき、横浜市健康福祉局長が指定候補者及び次点候補者を選定します。

審査は、応募者の提出書類及び面接審査等に基づき、指定管理者評価基準項目に従い総合的に実施します。また、面接審査ではプレゼンテーションを行っていただき、それに対する質疑を行います。このため、団体の代表者又は代理の方合計3名までの出席をお願いします。

面接審査について、応募者には、後日詳細をお知らせいたします。

なお、選定委員会による審査及び横浜市健康福祉局長による選定後、横浜市会の議決を経て横浜市健康福祉局長が指定の通知を行うことにより、生活自立支援施設の指定管理者として正式に指定されます。

#### イ 選定委員会（50音順）

氏 名	備 考
川崎 定昭	公認会計士
新保 美香	明治学院大学社会学部 教授
隅田 直子	社会福祉法人恩賜財団済生会横浜市南部病院 医療ソーシャルワーカー
三浦 保之	NPO法人 市民の会 寿アルク事務局長
横山 清隆	社会福祉法人同塵会 特別養護老人ホームいずみ芙蓉苑施設長

#### ウ 会議の公開

選定委員会の会議は、原則公開とします。ただし、公開しないことが適当であると選定委員会が判断した場合は、会議の一部又は全部を公開しないこととします。

#### エ 評価基準項目について

項 目	審査の視点（例）	配点
1 応募団体に関すること		60
(1) 応募団体の経営方針、業務概要、主要業務、特色等	応募団体が、公の施設の管理運営者として、適切な団体であるか。また、利用者の自立支援に向けた熱意を感じられる提案であるか。	10

	(2) 応募団体が行った公の施設その他類似施設の管理運営に関する主要な実績	団体の主要な業務やその実績などが、公共性の高いものであるか。公の施設や類似施設の管理運営の実績は、指定管理者として選定した場合に充分なものであるか。	10
	(3) 財務状況	財務状況は健全で、施設の管理運営を安心して任せられる団体か。	40
2 職員配置・育成方針			20
	(1) 職員の確保、配置及び育成	利用者の自立支援という施設の目的を達成するのに効果的かつ効率的な人員及び勤務体制となっているか。また、職員育成に向けた組織的、体系的な取組が用意されているか。	10
	(2) 個人情報保護その他の法令遵守に関する体制と研修計画	個人情報その他の法令順守への取組体制、職場研修の実施や啓発等を含め、積極的な取組が行われているかどうか。	10
3 施設の維持管理運営			60
	(1) 施設及び設備の維持保全及び管理	公の施設における事業提供という認識があり、施設の安全確保及び長寿命化の観点から、適切な維持保全（施設・設備の点検など）計画が提案されているか。	10
	(2) 事故防止体制・緊急時の対応	事故防止に対する対応について、適切かつ具体的な提案がされているか。 (マニュアルについて)具体的な対応手順が示されたマニュアルとなっているか。	10
	(3) 防災に対する取組	防災に対して具体的な提案がされているか。特に発災時の対応や利用者の安全確保について、具体的な手順が示されているか。	10
	(4) 施設における衛生管理や感染症対策	施設や給食等の衛生管理、また施設における感染症対策について具体的な取組が提案されているか。	10
	(5) 利用者ニーズの把握と運営への反映、利用者サービス向上の取組	利用者のニーズを把握し、どう改善していくのか。また要望や苦情を受けて迅速な対応ができる仕組みについて、具体的な提案がされているか。	10
	(6) 本市重要施策に対する取組	ヨコハマ3R夢プラン、人権尊重など本市の重要施策を踏まえた、取組みとなっているか。	10

4 事業の運営・実施			60
	(1) 事業の運営実施	生活困窮者自立支援法に基づく一時生活支援事業と自立相談支援事業を一体的に運用する施設として、困窮法の理念を踏まえた支援方法が示されているか。	40
	(2) ホスピタリティ	質の高い支援を提供するための取組みが提案されているか	10
	(3) 施設設置地域の理解と課題を踏まえた事業提案	関係機関、近隣施設との連携の考え方は適切か。地域特性を理解し、地域課題やニーズを十分に捉えた施設運営の考え方が提案されているか。	10
5 指定管理料			40
	(1) 指定管理料の考え方等	利用者サービスのための適正な経費が計上されているか、また施設の特性や課題、維持管理に応じた、費用配分が提案されているかどうか。	20
	(2) 指定管理料の額	収支計画が適切であり、効率的な経費の執行による適切な指定管理料が提案されているか。	20
6 その他			10
	(1) 新たな事業の提案	新たな事業の提案について	10
合 計			250

※これらの評価項目に加えて、現指定管理者の実績を加減点評価することもできる。（満点の10%以内）

なお、応募団体が1団体のみの場合であっても、選定委員会の定める最低基準に満たないときは選定されず、再度公募を行うこととなります。次点候補者となるためにも、最低基準を満たすことが必要です。

また、財務状況の評価が著しく悪い場合は、選定から除外する場合があります。

**才 選定結果の通知及び応募書類の公表**

選定結果は、応募者に対して速やかに通知します。また、選定の経過及び結果は、横浜市健康福祉局ホームページへの掲載等により公表します。

なお、指定候補者の応募書類については、原則として、指定の議決後、ホームページ等で公表します。

URL : [http://www.city.yokohama.jp/me/kenkou/shitei\\_kanri/hamakaze/](http://www.city.yokohama.jp/me/kenkou/shitei_kanri/hamakaze/)

**力 指定管理者の指定**

市会の議決後に、指定管理者を指定します。（平成27年12月下旬予定）

**キ 指定管理者との協定締結**

「6 協定及び準備に関する事項」を参照

**(4) 応募手続きについて**

次の応募書類をアから順に並べ、原本を1部、写しを9部提出してください。なお、写しの書類のうち5部はファイル綴りとし、4部についてはファイルやステープラー等で留めず、クリップ留めで提出してください。各書類にはページ数及びインデックスを付してください。用紙サイズは原本で用紙サイズが決まっているもの以外は、A4サイズに統一してください。

ア 指定申請書【様式1】（横浜市生活自立支援施設条例施行規則 別記様式）

イ 事業計画書【様式2】

ウ 指定管理料提案書及び収支予算書【様式3】

エ 団体の概要【様式4】

オ 申請団体役員名簿【様式5】

※県警照会用エクセルファイル（データ）も提出してください。

カ 欠格事項に該当しない宣誓書【様式6】

キ 定款、規約その他これらに類する書類

ク 法人にあっては、法人の登記事項証明書

ケ 指定申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度の収支計算書及び事業報告書（様式自由）

コ 直近3か年の事業年度の貸借対照表、財産目録、損益計算書等。任意団体においては、これらに類する書類。

サ 税務署発行の納税証明書「その3の3」（法人税・消費税及び地方消費税について未納税額の無い証明書になります。）

シ 横浜市税の納税状況調査の同意書【様式7】：現時点で横浜市に対して納税義務のない団体についても提出の必要があります。なお、指定管理者として指定された後は、この同意書をもとに、毎年度本市への納税状況（本市の課税状況の有無を含め）について状況調査を行います。）

ス 法人税及び法人市民税の課税対象となる収益事業等を実施していないことの宣誓書【様式8】：公益法人又は人格のない社団等で、収益事業等を実施していないことにより、法人税・法

人市民税の申告義務がなく、かつ実際に申告税額がない場合に、提出の必要があります。

- セ 労働保険（労災・雇用）の加入を確認できる書類：労働局、労働基準監督署又は労働保険事務組合発行の労働保険料の領収書の写し（直近の1回分）等
  - ソ 健康保険の加入を確認できる書類：年金事務所又は健康保険組合発行の健康保険料の領収書の写し（直近の1回分）等
  - タ 厚生年金保険の加入を確認できる書類：年金事務所又は健康保険組合発行の厚生年金保険料の領収書の写し（直近の1回分）
- ※ 加入の必要がないため、セ・ソ・タのいずれかの領収書の写し等の提出ができない場合は、「労働保険・健康保険・厚生年金保険の加入の必要がないことについての申出書」【様式9】を提出してください。
- チ 団体の現在の組織、人事体制を示す人事労務関係の書類（就業規則、給与規定等）
  - ツ 設立趣旨、事業内容のパンフレットなど団体の概要がわかるもの

※共同事業体が応募する場合の応募書類について

共同事業体の形態をとる場合には、代表団体を決め、代表団体が応募書類を提出してください。

「工 団体の概要【様式4】」の次に、以下の2点の書類を添付してください。

- 工-a 共同事業体の結成に関する申請書（様式4-1）
- 工-b 共同事業体連絡先一覧（様式4-2）

なお、応募書類の内、工～ツの各書類については、構成団体すべてについての書類を提出してください。

※その他、必要に応じて、書類の提出を求める場合があります。

## （5）応募条件等について

### ア 応募者の資格

法人その他の団体、または複数の法人等が共同する共同事業体。（以下「団体」という）

### イ 欠格事項

次に該当する団体は、応募することができません。

- (ア) 法人税、法人市民税、消費税、地方消費税等の租税を滞納していること
- (イ) 労働保険（雇用保険・労災保険）及び社会保険（健康保険・厚生年金保険）への加入の必要があるにもかかわらず、その手続きを行っていないもの。
- (ウ) 会社更生法・民事再生法による更生・再生手続中であること
- (エ) 指定管理者の責に帰すべき事由により、2年以内に指定の取消を受けたものであること
- (オ) 地方自治法施行令第167条の4の規定により、本市における入札参加を制限されていること
- (カ) 選定委員が、応募しようとする団体の経営または運営に直接関与していること
- (キ) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団経営支配法人等（横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51号）第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等をいう。）

であること

※本項目については、提出いただく「申請団体役員名簿」により、横浜市から神奈川県警本部に対し調査・照会を行います。

(ク) 2年以内に労働基準監督署から是正勧告を受けていること（仮に受けている場合には、必要な措置の実施について労働基準監督署に報告済みでないこと）

ウ 共同事業体の場合の取扱について

共同事業体の場合には、構成するすべての団体が前記の欠格事項に該当しないとともに、応募時に「共同事業体の結成に関する申請書（様式4－1）」を提出することとします。また、選定後協定締結時までに、代表団体及び責任分担を明確に定めた組合契約を締結し、組合契約書の写しを提出することとします。

エ 公募要項の承諾

応募者は、応募書類の提出をもって、本公募要項の記載内容を承諾したものとみなします。

オ 接触の禁止

選定委員、横浜市職員その他の本件関係者に対して、本件応募について直接・間接を問わず接触を禁じます。

カ 重複応募の禁止

応募は、一団体につき、一案とします。複数の応募はできません。

また、一つの団体が複数の共同事業体に参加することも認められません。

キ 応募内容変更・追加の禁止

提出された書類の内容の変更又は書類の追加はできません。ただし、選定委員会が認めた場合はこの限りではありません。

ク 団体職員以外による、以下の行為の禁止

応募にあたって、応募団体（共同事業体に当たっては、構成団体）の職員以外が、以下の行為を行うことを禁止します。

(ア) 現地見学会・応募説明会への代理出席

(イ) 事業計画書等、提出書類の作成（作成に関する技術的な助言等は可とします）

(ウ) 選定委員会の面接審査への出席

ケ 応募者の失格

応募者が次の事項に該当した場合は、失格となることがあります。

① オ～クの禁止事項に該当するなど、公募要項に定める手続きを遵守しない場合

② 応募書類に虚偽の内容を故意に記載した場合

コ 応募書類の取扱い

応募書類は理由を問わず返却しません。

サ 応募書類の開示

応募書類については、「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」に基づく情報開示請求が提出された場合は、原則として請求者に対して開示されることとなります。

シ 応募の辞退

正当な理由がある場合に限り、応募書類を提出した後に辞退することを認めます。その際には、

「辞退届【様式 10】」を提出してください。

ス 費用負担

応募に関して必要となる費用は団体の負担とします。

セ 提出書類の取扱い・著作権

健康福祉局が提示する設計図書（平面図等）の著作権は健康福祉局及び設計者に帰属し、団体の提出する応募書類の著作権は作成した団体に帰属します。

## 6 協定及び準備に関する事項

### (1) 協定の締結

選定委員会による審査及び選定後、健康福祉局は指定候補者と細目について協議を行い、仮協定を締結します。その後、議会の議決を経て指定管理者として指定された後に、仮協定に基づき基本協定を締結します。

また、毎年度、指定管理料の金額等に関する年度協定を締結します。

### (2) 協定の主な内容

ア 管理運営業務の範囲及び内容

イ 法令の遵守

ウ 管理運営業務実施上の規定等(第三者への再委託、緊急時の対応、施設の保全・改修等)

エ 管理運営費用に関する事項（口座管理、指定管理料支払い方法の原則、光熱水費支払い方法の原則等）

オ 管理運営業務実施状況の確認方法及び確認事項

カ 施設の維持保全及び管理に関する事項

キ 施設内の物品等の所有権の帰属に関する事項

ク 債権債務の譲渡等の禁止に関する事項

ケ 管理運営業務に関し保有する個人情報の保護に関する事項

コ 指定管理満了に関する事項

サ 指定の取消及び管理業務の停止に関する事項

シ 協定内容の変更に関する事項

ス その他必要な事項

### (3) 準備業務

指定管理期間の開始までに、準備業務として、①事業計画書作成業務、②横浜市との連携・調整業務を行っていただきます。詳細については指定候補者に提示します。

なお、指定管理者が変更になった場合には、次期指定管理者と現在の指定管理者との間で引継ぎ等を行っていただきます。

引継ぎに要する費用については、現在当施設の指定管理者となっている団体を除き、「引継ぎ関

「連費用」として積算の上、指定管理料とは別に提案してください。引継ぎは前年度に行うこととなるため、市会における指定議案の議決後に、市と指定管理者となる団体との間で契約を別途締結して実施します。

なお、積算にあたっては、以下の条件が最低限満たされることを条件とした上で、費用の上限額を100万円とします。

詳細については、選定委員会による選定後、指定候補者と協議します。

【引継ぎの期間】 約1か月（28年2月ごろから28年3月ごろまで）

【引継ぎの人数】 8人（施設長、生活支援業務職員5人、事務職員1人、看護師1人）

#### 【引継ぎ項目】

- ・入退所手続き業務
- ・生活支援業務
- ・就労支援業務
- ・給食業務
- ・巡回相談事業との連携業務
- ・現入所者の支援業務
- ・その他必要業務

#### (4) 指定候補者の変更

健康福祉局は、指定候補者が、横浜市会の議決を経るまでの間に、指定管理者に指定することが著しく不適当と認められる事情が生じた時は、指定しないことがあります。

また、指定候補者が、指定管理期間開始日までの協議の過程において指定管理業務の実施が困難であることが明らかになった場合や協議が成立しない場合も、同様となります。

そのような場合には、次点候補者と協議を行い、次点候補者を指定管理者の候補団体として市会に議案を提出します。

また、指定候補者を指定管理者の候補団体として市会に議案を提出した結果、議決が得られなかった場合にも、次点候補者を指定管理者の候補団体として市会に議案を提出することができます。

なお、市会の議決が得られなかった場合においても、当該施設に係る業務及び管理の準備のために支出した費用については、一切補償しません。

#### (5) 指定取消及び管理業務の停止

指定管理者が行う施設の管理の適正を期すために本市が行う指示に従わないと、その他指定管理者による管理を継続することが適当でないと認められるときは、地方自治法第244条の2第11項の規定に基づき、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部又は一部の停止を命ずことがあります。

指定取消又は管理業務の停止を行う必要がある場合の例として、以下のようなものが考えられます。

ア 当該施設の設置条例又は協定の規定に違反したとき

- イ 法第 244 条の 2 第 10 項の規定に基づく報告の要求又は調査に対して、これに応じず又は虚偽の報告を行い、若しくは調査を妨げたとき
- ウ 法第 244 条の 2 第 10 項の規定に基づく指示に従わないとき
- エ 当該施設の指定管理者公募要項に定める資格要件を失ったとき
- オ 申込みの際に提出した書類の内容に虚偽があることが判明したとき
- カ 指定管理者の経営状況の悪化等により管理業務を継続することが不可能又は著しく困難になったと判断されるとき
- キ 指定管理者の、指定管理業務に直接関わらない法令違反等により、当該団体に管理業務を継続させることが、社会通念上著しく不適当と判断されるとき
- ク 指定管理者の責に帰すべき事由により管理業務が行われないとき
- ケ 不可抗力（暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、戦乱、内乱、テロ、侵略、暴動、ストライキなどの市又は指定管理者の責に帰すことのできない自然的又は人為的な現象を言う）により管理業務の継続が著しく困難になったと判断されるとき
- コ 指定管理者から、指定の取消又は管理業務の全部又は一部の停止を求める書面による申し出があったとき
- サ 当該施設が、公の施設として廃止されることとなったとき
- シ その他、市が当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるとき

指定管理者の責に帰すべき事由により指定取消又は管理業務の停止を行った場合には、指定管理料の減額またはすでに支出した指定管理料の返還、また市に損害が発生した場合の損害賠償の支払い等を求めることがあります。

なお、指定管理者が本市指名競争入札に参加する資格を有する者であり、指定期間中に横浜市指名停止等措置要綱に定める措置要件に該当する場合は、指名停止を行います。

別紙1

**横浜市生活自立支援施設応募説明会申込書**

横浜市健康福祉局援護対策担当  
FAX番号 : 045-664-0403  
E-Mail : [kf-entai@city.yokohama.jp](mailto:kf-entai@city.yokohama.jp)

所在地  
団体名  
代表者氏名

横浜市生活自立支援施設はまかぜの指定管理者の応募者説明会への参加を、下記のとおり申し込みます。

団体名	
参加者氏名	

応募説明会に関する事務担当者氏名 :  
連絡先 :

※ 当日は公募要綱等の資料は配付しませんので、健康福祉局のホームページから印刷の上、御持参下さい。

## 別紙2

### 質問書

横浜市健康福祉局援護対策担当  
FAX番号 : 045-664-0403  
E-Mail : [kf-entai@city.yokohama.jp](mailto:kf-entai@city.yokohama.jp)

所在地  
団体名  
代表者氏名

横浜氏生活自立支援施設はまかぜ指定管理者公募要項について、下記のとおり質問事項を提出します。

#### 質問内容

項目	(募集要項または資料名・ページ・項目)
内 容	

注： 質問事項は、本様式1枚につき1問とし、簡潔に記載してください。  
上記指定期間外の質問には答えられませんので、ご注意ください。

## ～生活自立支援施設～

### 指定管理者の応募関係書類（表紙）

- 1 提出書類は、本表紙の□欄に確認した旨のレ印を記入し、各書類にはページ数及びインデックスを付けてください。
- 2 用紙サイズについて、原本で用紙サイズが決まっているもの以外は、A4 サイズに統一し、文字は明瞭なものを提出してください。
- 3 提出書類には本表紙をつけ、アから順に並べ、原本1部、写しを9部提出してください。  
なお、写しの書類のうち5部はファイル綴りとし、4部についてはファイルをステープラー等で留めず、クリップで留めて提出してください。
- 4 事業計画書【様式2】においては、業務の工夫等について、具体的に記載してください。

団体名	提出書類名	件名
確認欄		
<input type="checkbox"/>	ア 指定申請書（横浜市生活自立支援施設設置条例施行規則別記様式（別記様式 第3条第1項））【様式1】	1
<input type="checkbox"/>	イ 事業計画書【様式2】	2
<input type="checkbox"/>	応募団体の経営方針、業務概要、主要業務、特色等【様式2】1-(1)-1	1-(1)-1
<input type="checkbox"/>	応募団体における自立支援施設指定管理業務の目標【様式2】1-(1)-2	1-(1)-2
<input type="checkbox"/>	応募団体が行った公の施設その他類似施設の管理運営に関する主な実績【様式2】1-(2)	1-(2)
<input type="checkbox"/>	職員の確保、配置及び育成【様式2】2-(1)	2-(1)
<input type="checkbox"/>	個人情報保護その他の法令遵守に関する体制と研修計画【様式2】2-(2)	2-(2)
<input type="checkbox"/>	施設及び設備の維持保全及び管理【様式2】3-(1)	3-(1)
<input type="checkbox"/>	事故防止体制・緊急時の対応【様式2】3-(2)	3-(2)
<input type="checkbox"/>	防災に対する取組【様式2】3-(3)	3-(3)
<input type="checkbox"/>	施設における衛生管理や感染症対策【様式2】3-(4)	3-(4)
<input type="checkbox"/>	利用者ニーズの把握と運営への反映【様式2】3-(5)-1	3-(5)-1
<input type="checkbox"/>	利用者サービス向上の取組【様式2】3-(5)-2	3-(5)-2
<input type="checkbox"/>	本市重要施策に対する取組【様式2】3-(6)	3-(6)
<input type="checkbox"/>	事業の運営実施（設置理念を実現する運営内容）【様式2】4-(1)-1	4-(1)-1
<input type="checkbox"/>	事業の運営実施（事業実施にあたっての提案①）（退所支援の取組みについて）【様式2】4-(1)-2	4-(1)-2
<input type="checkbox"/>	事業の運営実施（事業実施にあたっての提案②）（退所支援の取組みについて）【様式2】4-(1)-3	4-(1)-3
<input type="checkbox"/>	事業の運営実施（アウトリーチ部門との連携）【様式2】4-(1)-4	4-(1)-4

<input type="checkbox"/>	ホスピタリティ【様式2】4－（2）	4－（2）
<input type="checkbox"/>	施設設置地域の理解と課題を踏まえた事業提案【様式2】4－（3）	4－（3）
<input type="checkbox"/>	指定管理料の考え方【様式2】5－（1）－1	5－（1）－1
<input type="checkbox"/>	支出計画の考え方【様式2】5－（1）－2	5－（1）－2
<input type="checkbox"/>	新たな事業の提案【様式2】6－（1）	6－（1）
<input type="checkbox"/>	ウ 指定管理料提案書及び収支予算書【様式3】	3
<input type="checkbox"/>	エ 団体の概要【様式4】	4
<input type="checkbox"/>	※共同事業体の場合 エ－2 共同事業体の結成に関する申請書【様式4－1】	4－1
<input type="checkbox"/>	※共同事業体の場合 エ－3 共同事業体連絡先一覧【様式4－2】	4－2
<input type="checkbox"/>	オ－1 申請団体役員名簿【様式5】	5
<input type="checkbox"/>	オ－2 県警照会用エクセルファイル（データによる提出）	
<input type="checkbox"/>	カ 欠格事項に該当しない宣誓書【様式6】	6
<input type="checkbox"/>	キ 定款、規約その他これらに類する書類	7
<input type="checkbox"/>	ク 法人にあっては、法人の登記事項証明書	8
<input type="checkbox"/>	ケ 指定申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度の収支計算書及び事業報告書（様式自由）	9
<input type="checkbox"/>	コ 直近3か年の貸借対照表、財産目録、損益計算書等 (任意団体においては、これらに類する書類)	10
<input type="checkbox"/>	サ 過去3年間の法人税・消費税及び地方消費税の納税証明書	11
<input type="checkbox"/>	シ 横浜市税の納税状況調査の同意書【様式7】	12
<input type="checkbox"/>	ス 法人税及び法人市民税の課税対象となる収益事業等を実施していないことの宣誓書【様式8】 ※該当の場合のみ	13
<input type="checkbox"/>	セ 労働保険（労災・雇用）の加入を確認できる書類：労働局、労働基準監督署又は労働保険事務組合発行の労働保険料の領収書の写し（直近の1回分）等	14
<input type="checkbox"/>	ソ 健康保険の加入を確認できる書類：年金事務所又は健康保険組合発行の健康保険料の領収書の写し（直近の1回分）等	15
<input type="checkbox"/>	タ 厚生年金保険の加入を確認できる書類：年金事務所又は健康保険組合発行の厚生年金保険料の領収書の写し（直近の1回分）等	16
<input type="checkbox"/>	※ 加入の必要がないため、セ・ソ・タのいずれかの領収書の写し等の提出ができない場合は、「労働保険・健康保険・厚生年金保険の加入の必要がないことについての申出書」【様式9】	17
<input type="checkbox"/>	チ 団体の現在の組織、人事体制を示す人事労務関係の書類（就業規則、給与規定等）	18
<input type="checkbox"/>	ツ 設立趣旨、事業内容のパンフレットなど団体の概要がわかるもの	19

別記様式(第3条第1項)

指 定 申 請 書

年      月      日

( 申 請 先 )

横 浜 市 長

申 請 者	所 在 地
	団 体 名
	代 表 者 氏 名

横浜市生活自立支援施設はまかぜの指定管理者の指定を受けたいので、申請します。

(注意) 申請に際しては、次の書類を添付してください。

- (1) 事業計画書
- (2) 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
- (3) 法人にあっては、当該法人の登記簿謄本
- (4) 指定申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度及び前々事業年度の収支計算書及び事業報告書
- (5) 横浜市生活自立支援施設はまかぜの管理に関する業務の収支予算書
- (6) その他市長が必要と認める書類

【様式2】

## 横浜市生活自立支援施設はまかぜ 管理運営に関する事業計画書

平成 年 月 日

横 浜 市 長

所在地

申請者 法人名

代表者氏名

各項目について、【様式2】1－(1)～【様式2】6－(1)に従い、具体的に記述してください。

### 1 応募団体に関すること

- (1) 応募団体の経営方針、業務概要、主要業務、自立支援施設指定管理業務の目標等
- (2) 応募団体が行なった公の施設その他類似施設の管理運営に関する主な実績

### 2 職員配置・育成方針

- (1) 職員の確保、配置及び育成
- (2) 個人情報保護その他の法令遵守に関する体制と研修計画

### 3 施設の維持管理運営について

- (1) 施設及び設備の維持保全及び管理
- (2) 事故防止体制・緊急時の対応
- (3) 防災に対する取組
- (4) 施設における衛生管理や感染症対策
- (5) 利用者ニーズの把握と運営への反映、利用者サービス向上の取組
- (6) 本市重要施策に対する取組

### 4 事業の運営・実施

- (1) 事業の運営実施
- (2) ホスピタリティ
- (3) 施設設置地域の理解と課題を踏まえた事業提案

### 5 指定管理料

- (1) 指定管理料の考え方等

### 6 その他

- (1) 新たな事業の提案

【様式2】1－(1)－1

1 応募団体に関すること

(1)－1 応募団体の経営方針、業務概要、主要業務、特色等

- ・【様式4】「応募団体の概要」の他、応募団体についてのアピールを記載してください。特に指定管理団体に選定した場合、本市にはどのようなメリットがあるのかを説明してください。

法人名	
-----	--

【様式2】1－(1)－2

1 応募団体に関すること

(1)－2 応募団体における自立支援施設指定管理業務の目標

・本施設の指定管理団体に選定された場合、どのような目標を立てて5年間の指定管理業務に取り組むのか、目標達成に向けた工程も含めて記載してください。なお、目標は具体的な数値を記入してください。

法人名	
-----	--

【様式2】1－(2)

1 応募団体に関すること

(2) 応募団体が行った公の施設その他類似施設の管理運営に関する主な実績

- ・応募団体が管理運営している公の施設及びその他類似施設の件数と、主な運営実績を記載してください。また、特にPRすべき事項があれば記載してください。

法人名	
-----	--

【様式2】2－(1)

2 職員配置・育成方針

(1) 職員の確保、配置及び育成

- ・自立支援施設を効果的かつ効率的に管理運営する職員の人員体制（雇用種別、人数など）と勤務体制（勤務時間、休日設定など）を具体的に記載してください。なお、記載にあたっては、施設の目的を達成する上での上記体制の効果やメリットも説明してください。
- ・上記体制における各職員の業務種別について、業務内容（所管事務）、必要な職能（資格、技能、経験値）、責任者の配置、採用の条件（経験値、資格、経歴など）などの概要を具体的に記載してください。
- ・自立相談支援機関として、各職員の相談支援業務に関する習熟度や資質の向上のための具体的な計画を記載してください。

法人名	
-----	--

【様式2】2－(2)

2 職員配置・育成方針

(2) 個人情報保護その他の法令遵守に関する体制と研修計画

・個人情報保護その他の法令遵守に関する体制について、従事職員に対する研修計画を具体的に記載してください。

法人名

【様式2】3－(1)

3 施設の維持管理運営

(1) 施設及び設備の維持保全及び管理

- ・施設利用期間中の利用者の安全確保や、公共建築物としての設備、備品等の長寿命化の点を踏まえて、建物・施設等の保守管理、点検、修繕、清掃、外構植栽等の管理等の計画（考え方、作業内容、作業頻度、作業体制など）について、記載してください。

法人名	
-----	--

【様式2】3－(2)

3 施設の維持管理運営

(2) 事故防止体制・緊急時の対応

- ・事故防止マニュアル等の有無、事故対応研修・訓練等の実施計画、本市への報告体制等の施設管理運営について具体的に記載してください。なお、既存のマニュアル等がある場合は添付してください。
- ・緊急時の行動マニュアル等の有無、事故等の予見策としてヒヤリハット事例の検証、緊急対応訓練の評価等について、その内容や実施頻度等を記載してください。なお、既存のマニュアル等がある場合は添付してください。
- ・事故発生の原因究明や再発防止策、事故発生時の検証体制について、具体的に記載してください。

法人名	
-----	--

【様式2】3－(3)

3 施設の維持管理運営

(3) 防災に対する取組

- ・発災時の対応について記載してください。記載にあたっては、発災時の対応体制や施設利用者の安全確保策に触れてください。また、地域と連携した防災への取組の考え方があれば記載してください。

法人名	
-----	--

【様式2】3－(4)

3 施設の維持管理運営

(4) 施設における衛生管理や感染症対策

- 施設の衛生管理や感染症対策について具体的に記載してください。

法人名	
-----	--

【様式2】3－(5)－1

3 施設の維持管理運営

(5)－1 利用者ニーズの把握と運営への反映

- ・利用者からの意見や要望、苦情等の把握方法と、それを把握した上でどのように施設運営に反映させるのか、その仕組みについて具体的に説明してください。

法人名	
-----	--

【様式2】3－(5)－2

3 施設の維持管理運営

(5)－2 利用者サービス向上の取組

- ・施設運営における利用者サービス向上の取組（運営方法の改善、新たなサービスの実施など）について、市に対する提案があれば具体的に記載してください。

法人名	
-----	--

【様式2】3－(6)

3 施設の維持管理運営

(6) 本市重要施策に対する取組

・情報公開、人権尊重、環境への配慮、市内中小企業優先発注等といった本市の重要施策に対する団体の取組について、具体的に記載してください。

法人名	
-----	--

【様式2】4－(1)－1

4 事業の運営・実施

(1)－1 事業の運営実施（設置理念を実現する運営内容）

- ・生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援機関として、利用者一人ひとりの状況に応じた支援をどのようにしていくのか、支援の進め方について記載してください。記載にあたっては、施設利用者の退所後の安定した居所確保に向けた支援など、施設利用者が再度路上に戻ることのないように、どのような点を中心に支援を進めるのか説明してください。

法人名	
-----	--

【様式2】4－(1)－2

4 事業の運営・実施

(1)－2 事業の運営実施（事業実施にあたっての提案①）

・多種多様な課題を抱えた人たちが施設を利用しています。そのため、個々の利用者の状況に合わせた支援が必要となります。

①傷病等のために、直ちに就労に向かうことが難しい人に対して、どのように支援を進めるかについて記載してください。

②就労意欲を向上させるために団体はどのように就労支援を進めるかについて記載してください。

法人名	
-----	--

【様式2】4－(1)－3

4 事業の運営・実施

(1)－3 事業の運営実施（事業実施にあたっての提案②）

- ・①集団生活が困難となり、一時生活支援事業の利用継続が困難となった場合の関係機関との連携や引継ぎ方法について具体的に記載してください。
- ・②就労が困難な利用者の場合、退所後の安定した生活の実現には、生活保護や生活困窮者支援制度との連携した支援が必要となることがあります。その進め方について記載してください。

法人名	
-----	--

【様式2】4－(1)－4

4 事業の運営・実施

(1)－4 事業の運営実施（アウトリーチ部門との連携）

- ・自立相談支援機関のアウトリーチ活動を、どのように利用者支援や施設での自立支援に役立てていくのか、具体的に記入してください。

法 人 名	
-------	--

【様式2】4－(2)

4 事業の運営・実施

(2) ホスピタリティ

・施設利用者に対するホスピタリティの取り組みとして、どのようなことに取り組んでいるのか具体的に記載してください。

法 人 名

【様式2】4－(3)

4 施設設置地域の理解と課題を踏まえた事業提案

(3) 施設設置地域の理解と課題を踏まえた事業提案

- ・施設が設置されている地域の実情を踏まえ、指定管理者として、地域のボランティア活動やインフォーマルサービス等の社会資源とどのように連携して施設を運営するのか記載してください。

法人名	
-----	--

【様式2】5－(1)－1

5 指定管理料

(1)－1 指定管理料の考え方

- ・提案している指定管理料について、効果的かつ効率的な運営のためにどのような点に工夫をしているのか記載してください。

法人名	
-----	--

【様式2】5－(1)－2

5 指定管理料

(1)－2 支出計画の考え方

- ・支出計画の基本的な考え方について記載してください。記載にあたっては、PRすべき特徴などの他、利用者サービスや修繕費などへの各支出費目の配分の考え方等について説明してください。

法人名	
-----	--

【様式2】6－(1)

6 その他

(1) 新たな事業の提案

- ・自立支援施設の特性を生かし、新たな社会資源の創出や人権、教育、地域貢献等についての計画があれば、自由に記載してください。記載にあたっては、計画の工程も説明してください。

法人名	
-----	--

【様式3】

## 指定管理料提案書（収支予算書）

(単位：千円)

### 【収 入】

科 目	金 額	内 訳
指定管理料		
合 計		

### 【支 出】

科 目	金 額	内 訳
人件費		
常勤職員		
アルバイト		
施設管理費		
就職援助費		
賃借料(寝具、複写機等)		
入所者衣類・日用品費		
入所者食料費		
入所者健康診断料		
需用費		
役務費		
旅費		
施設消毒費		
報償費		
委託料(清掃費、塵芥処分料、給食業務委託料、厨房機器点検整備等)		
備品購入費		
公課費		
雑費		
合 計		

法 人 名

### 【留意事項】

- 1 指定管理料は提案額を基に、横浜市の予算の範囲内で協定にて定めます。
- 2 指定管理料提案書の積算を行うにあたって使用した計算式や積算根拠など、別に提出できる資料がある場合は、合わせて提出してください。

【様式4】

## 団体の概要

(平成27年4月現在)

(ふりがな) 団体名	( )			
所在地	〒  ※法人にあっては登記簿上の本店所在地を、任意団体にあっては代表者の住所をご記入ください (市税納付状況調査（【様式8】同意書による）に使用します）。			
設立年月日	年 月			
沿革				
事業内容等				
財政状況	年 度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
	総 収 入			
	総 支 出			
	当期収支差額			
	次期繰越収支差額			
連絡担当者	【氏名】 【電話】 【E-mail】	【所属】 【FAX】		
特記事項				

【様式4－1】

## 共同事業体の結成に関する申請書

横浜市長

共同事業体の名称 \_\_\_\_\_

共同事業体代表団体 所在地

団体名

代表者職・氏名

(印)

横浜市生活自立支援施設の公募に参加するため、公募要項に基づき、以下のとおり共同事業体を結成したことを証するとともに、申請します。

共同事業体の目的		
共同事業体の名称		
共同事業体の事務所所在地		
共同事業体の構成団体（代表団体も構成団体として記載すること）	所在地 団体名	
	所在地 団体名	
共同事業体の代表団体	所在地 団体名	
代表団体の権限	1 指定管理者の指定申請及び協定の締結等に関し、横浜市との関係において共同事業体を代表する権限 2 経費の請求及び受領に関する権限 3 契約に関する権限	

(裏面あり)

共同事業体の結成及び解散	当共同事業体は、平成 年 月 日に結成し、指定期間終了後3か月を経過する日以降に解散するものとします。ただし、指定管理者に指定されなかった場合には、ただちに解散します。
共同事業体の業務遂行及び債務の履行についての責任	各構成団体は指定管理者としての業務の遂行及び業務の遂行に伴い、当共同事業体が負担する債務の履行に関し、連帶して責任を負います。
権利義務の譲渡制限	本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはしません。
協議事項	この協定書に定めのない事項については、構成団体全体により協議することとします。

(備考) 共同事業体の構成団体が3者を上回る場合は、この様式に準じた様式を作成してください。

平成 年 月 日

代表団体	所在地	
団体名		
職・氏名		印

構成団体	所在地	
団体名		
職・氏名		印

構成団体	所在地	
団体名		
職・氏名		印

【様式4－2】

## 共同事業体連絡先一覧

共同事業体名 \_\_\_\_\_.

[代表構成団体 担当者連絡先]

(ふりがな) 氏名	( )		
所属団体			
部署・職名			
電話番号		FAX	
E-mail			

[構成団体 担当者連絡先]

(ふりがな) 氏名	( )		
所属団体			
部署・職名			
電話番号		FAX	
E-mail			

[構成団体 担当者連絡先]

(ふりがな) 氏名	( )		
所属団体			
部署・職名			
電話番号		FAX	
E-mail			

## 【様式5】

# 横浜市生活自立支援施設 指定管理者申請書類 (申請団体役員名簿)

公の施設	
所在地	

団体名 (商号又は名称)	( )
住所	

指定管理者の資格要件に規定する「暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員の統制下にある団体でないこと」を確認するため、横浜市が神奈川県警察本部に対して調査・照会資料として使用することに同意いたします。

平成 年 月 日

### 所 在 地：

团 体 名 :

代表者氏名：

印

【様式6】

## 欠格事項に該当しない宣誓書

平成 年 月 日

横浜市長

所 在 地

団 体 名

代表者氏名

印

横浜市生活自立支援施設指定管理者公募要項に記載の、欠格事項に該当しないことを宣誓します。

【様式7】

## 横浜市税の納稅状況調査の同意書

平成 年 月 日

横浜市長

所 在 地

団 体 名

代表者氏名

印

(横浜市税の手続きにおいて、通知等送付先の登録が上記所在地と異なる場合は、下記もご記入ください)

通知等送付先

当団体は、横浜市生活自立支援施設の指定管理者として応募するにあたり、指定管理者選定時及び、指定管理者に選定された場合、指定期間内に毎年1回、横浜市が以下の市税納付状況調査を行うことに同意します。

- (1)市民税・県民税（特別徴収分）
- (2)市民税・県民税（普通徴収分）
- (3)法人市民税
- (4)事業所税
- (5)固定資産税・都市計画税（土地・家屋）
- (6)固定資産税（償却資産）
- (7)軽自動車税

【様式8】

## 法人税及び法人市民税の課税対象となる収益事業等を 実施していないことの宣誓書

平成 年 月 日

横浜市長

所 在 地

団 体 名

代表者氏名

印

当団体は、法人税法第4条第1項及び地方税法第296条第1項に規定する収益事業等を、  
直近3か年の事業年度において実施していないことを宣誓します。

【様式9】

平成 年 月 日

横浜市長

所在地  
団体名  
代表者氏名

印

**労働保険・健康保険・厚生年金保険の加入の必要がないことについての申出書**

横浜市生活自立支援施設の指定管理者選定にあたり、以下の内容について申し出いたします。

1. 労働保険（労災保険・雇用保険）について、以下の理由により加入の必要はありません。

(1) 労災保険について

理由 :

なお、上記の理由により加入の必要がないことについては、

平成（　　）年（　　）月（　　）日、

（

）に、

（電 話 ・ 訪 問）により確認しました。

(2) 雇用保険について

理由 :

なお、上記の理由により加入の必要がないことについては、

平成（　　）年（　　）月（　　）日、

（

）に、

（電 話 ・ 訪 問）により確認しました。

2. 健康保険について、以下の理由により加入の必要はありません。

理由 :

なお、上記の理由により加入の必要がないことについては、

平成（　　）年（　　）月（　　）日、

（　　）に、  
(電 話 ・ 訪 問) により確認しました。

3. 厚生年金保険について、以下の理由により加入の必要はありません。

理由 :

なお、上記の理由により加入の必要がないことについては、

平成（　　）年（　　）月（　　）日、

（　　）に、  
(電 話 ・ 訪 問) により確認しました。

※ 該当する□欄にチェックのうえ、必ず「理由」も記載すること。

今後、記載した内容などが変更となり、雇用保険等の加入義務が生じた場合には、直ちに加入手続きを行うとともに、横浜市に対して報告を行います。

### 【問合せ先】

#### ○労災保険について

厚生労働省のホームページより、「都道府県労働局（労働基準監督署）所在地一覧」をご覧ください。

<http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/>

#### ○雇用保険について

厚生労働省のホームページより、「都道府県労働局（公共職業安定所）所在地一覧」をご覧ください。

<http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/>

#### ○健康保険・厚生年金保険について

日本年金機構のホームページより、「全国の相談・窓口一覧」をご覧ください。

<http://www.nenkin.go.jp/n/www/section/index.html>

【様式 10】

## 辞 退 届

平成 年 月 日

横浜市長

所在地

団体名

代表者氏名

印

横浜市生活自立支援施設の指定管理者の申請を辞退します。

担当者連絡先

(ふりがな) 氏 名			
部署・職名			
電話番号		FAX	
E-mail			

## 事業計画書（様式2）記載要領

### 1 応募団体に関すること

#### （1）－1 応募団体の経営方針、業務概要、主要業務、特色等

- ・（様式4）「応募団体の概要」の他、応募団体についてのアピールを記載してください。特に指定管理団体に選定した場合、本市にはどのようなメリットがあるのかを説明してください。

#### （1）－2 応募団体における自立支援施設指定管理業務の目標

- ・本施設の指定管理団体に選定された場合、どのような目標を立てて5年間の指定管理業務に取り組むのか、目標達成に向けた工程も含めて記載してください。なお、目標は具体的な数値を記載してください。

#### （2）応募団体が行った公の施設その他類似施設の管理運営に関する主な実績

- ・応募団体が管理運営している公の施設及びその他類似施設の件数と、主な運営実績を記載してください。また、特にPRすべき事項があれば記載してください。

### 2 職員配置・育成方針

#### （1）職員の確保、配置及び育成

- ・自立支援施設を効果的かつ効率的に管理運営する職員の人員体制（雇用種別、人数など）と勤務体制（勤務時間、休日設定など）を具体的に記載してください。なお、記載にあたっては、施設の目的を達成するまでの上記体制の効果やメリットも説明してください。
- ・上記体制における各職員の業務種別について、業務内容（所管事務）、必要な職能（資格、技能、経験値）、責任者の配置、採用の条件（経験値、資格、経歴など）などの概要を具体的に記載してください。
- ・自立相談支援機関として、各職員の相談支援業務に関する習熟度や資質の向上のための具体的な計画を記載してください。

#### （2）個人情報保護その他の法令遵守に関する体制と研修計画

- ・個人情報保護その他の法令遵守に関する体制について、従事職員に対する研修計画を具体的に記載してください。

### 3 施設の維持管理運営

#### （1）施設及び設備の維持保全及び管理

- ・施設利用期間中の利用者の安全確保や、公共建築物としての設備、備品等の長寿命化の点を踏まえて、建物・施設等の保守管理、点検、修繕、清掃、外構植栽等の管理等の計画（考え方、作業内容、作業頻度、作業体制など）について、記載してください。

#### （2）事故防止体制・緊急時の対応

- ・事故防止マニュアル等の有無、事故対応研修・訓練等の実施計画、本市への報告体制等の施設管理運営について具体的に記載してください。なお、既存のマニュアル等がある場合は添付してください。
- ・緊急時の行動マニュアル等の有無、事故等の予見策としてヒヤリハット事例の検証、緊急対応訓練の評価等について、その内容や実施頻度等を記載してください。なお、既存のマニュアル等がある場合は添付してください。
- ・事故発生の原因究明や再発防止策、事故発生時の検証体制について、具体的に記載してください。

### (3) 防災に対する取組

- ・発災時の対応について記載してください。記載にあたっては、発災時の対応体制や施設利用者の安全確保策に触れてください。また、地域と連携した防災への取組の考え方があれば記載してください。

### (4) 施設における衛生管理や感染症対策

- ・施設の衛生管理や感染症対策について具体的に記載してください。

### (5) - 1 利用者ニーズの把握と運営への反映

- ・利用者からの意見や要望、苦情等の把握方法と、それを把握した上でどのように施設運営に反映させるのか、その仕組みについて具体的に説明してください。

### (5) - 2 利用者サービス向上の取組

- ・施設運営における利用者サービス向上の取組（運営方法の改善、新たなサービスの実施など）について、市に対する提案があれば具体的に記載してください。

### (6) 本市重要施策に対する取組

- ・情報公開、人権尊重、環境への配慮、市内中小企業優先発注等といった本市の重要な施策に対する団体の取組について、具体的に記載してください。

## 4 事業の運営・実施

### (1) - 1 事業の運営実施（設置理念を実現する運営内容）

- ・生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援機関として、利用者一人ひとりの状況に応じた支援をどのようにしていくのか、支援の進め方について記載してください。記載にあたっては、施設利用者の退所後の安定した居所確保に向けた支援など、施設利用者が再度路上に戻ることのないよう、どのような点を中心に支援を進めるのか説明してください。

### (1) - 2 事業の運営実施（事業実施にあたっての提案①）

- ・多種多様な課題を抱えた人たちが施設を利用しています。そのため、個々の利用者の状況に合わせた支援が必要となります。
  - ① 傷病等のために、直ちに就労に向かうことが難しい人に対して、どのように支援を進めるかについて記載してください。
  - ② 就労意欲を向上させるために団体はどのように就労支援を進めるかについて記載してください。

### (1) - 3 事業の運営実施（事業実施にあたっての提案②）

- ① 集団生活が困難となり、一時生活支援事業の利用継続が困難となった場合の関係機関との連携や引継ぎ方法について具体的に記載してください。
- ② 就労が困難な利用者の場合、退所後の安定した生活の実現には、生活保護や生活困窮者支援制度との連携した支援が必要となることがあります。その進め方について記載してください。

### (1) - 4 事業の運営実施（アウトリーチ部門との連携）

- ・自立相談支援機関のアウトリーチ活動を、どのように利用者支援や施設での自立支援に役立てていくのか、具体的に記入してください。

**(2) ホスピタリティ**

- ・施設利用者に対するホスピタリティの取り組みとして、どのようなことに取り組んでいるのか具体的に記載してください。

**(3) 施設設置地域の理解と課題を踏まえた事業提案**

- ・施設が設置されている地域の実情を踏まえ、指定管理者として、地域のボランティア活動やインフォーマルサービス等の社会資源とどのように連携して施設を運営するのか記載してください。

**5 指定管理料**

**(1) – 1 指定管理料の考え方**

- ・提案している指定管理料について、効果的かつ効率的な運営のためにどのような点に工夫をしているのか記載してください。

**(1) – 2 支出計画の考え方**

- ・支出計画の基本的な考え方について記載してください。記載にあたっては、PRすべき特徴などの他、利用者サービスや修繕費などへの各支出費目の配分の考え方等について説明してください。

**6 その他**

**(1) 新たな事業の提案**

- ・自立支援施設の特性を生かし、新たな社会資源の創出や人権、教育、地域貢献等に関する計画があれば、自由に記載してください。記載にあたっては、計画の工程も説明してください。

## 横浜市生活自立支援施設はまかぜ 指定管理者選定スケジュール表（案）

選定委員会	時期	事務局
☆ 第1回選定委員会・施設見学の開催 ・選定委員委員長の選出 ・選定スケジュールの決定 ・公募要項の決定	5月25日(月)	
	6月1日(月)～7月17日(金)	公募要項の配布開始(HP掲載)
	7月3日(金) 7月8日(水)	現地見学会、応募説明会の受付 現地見学会、応募説明会の実施
	7月13日(月)～7月17日(金) 7月24日(金) 7月28日(火)～7月30日(木)	公募要項に関する質問受付 公募要項に関する質問回答(HP掲載) 応募書類の受付期間
☆ 第2回選定委員会の開催 ・応募団体の書類審査、ヒアリング ・指定管理候補団体の選定	8月中旬	
	8月下旬	選定結果の通知(HP公表)
	10月中旬	仮協定締結
	12月下旬	指定管理者の指定(市会第4回定例会)
	1月下旬	本協定締結

生活困窮者自立支援法  
(平成二十五年十二月十三日法律第百五号)

- 第一章 総則（第一条—第三条）
- 第二章 都道府県等による支援の実施（第四条—第九条）
- 第三章 生活困窮者就労訓練事業の認定（第十条）
- 第四章 雜則（第十一条—第十九条）
- 第五章 罰則（第二十条—第二十三条）

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、生活困窮者自立相談支援事業の実施、生活困窮者住居確保給付金の支給その他の生活困窮者に対する自立の支援に関する措置を講ずることにより、生活困窮者の自立の促進を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「生活困窮者」とは、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者をいう。

2 この法律において「生活困窮者自立相談支援事業」とは、次に掲げる事業をいう。

一 就労の支援その他の自立に関する問題につき、生活困窮者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う事業

二 生活困窮者に対し、認定生活困窮者就労訓練事業（第十条第三項に規定する認定生活困窮者就労訓練事業をいう。）の利用についてのあっせんを行う事業

三 生活困窮者に対し、当該生活困窮者に対する支援の種類及び内容その他の厚生労働省令で定める事項を記載した計画の作成その他の生活困窮者の自立の促進を図るための支援が一体的かつ計画的に行われるための援助として厚生労働省令で定めるものを行う事業

3 この法律において「生活困窮者住居確保給付金」とは、生活困窮者のうち離職又はこれに準ずるものとして厚生労働省令で定める事由により経済的に困窮し、居住する住宅の所有権若しくは使用及び収益を目的とする権利を失い、又は現に賃借して居住する住宅の家賃を支払うことが困難となったものであって、就職を容易にするため住居を確保する必要があると認められるものに対し支給する給付金をいう。

4 この法律において「生活困窮者就労準備支援事業」とは、雇用による就業が著しく困難な生活困窮者（当該生活困窮者及び当該生活困窮者と同一の世帯に属する者の資産及び収入の状況その他の事情を勘案して厚生労働省令で定めるものに限る。）に対し、厚生労働省令で定める期間にわたり、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う事業をいう。

5 この法律において「生活困窮者一時生活支援事業」とは、一定の住居を持たない生活困窮者（当該生活困窮者及び当該生活困窮者と同一の世帯に属する者の資産及び収入の状況その他の事情を勘案して厚生労働省令で定めるものに限る。）に対し、厚生労働省令で定める期間にわたり、宿泊場所の供与、食事の提供その他当該宿泊場所において日常生活を営むのに必要な便宜として厚生労働省令で定める便宜を供与する事業をいう。

6 この法律において「生活困窮者家計相談支援事業」とは、生活困窮者の家計に関する問題につき、生活困窮者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、併せて支出の節約に関する指導その他家計に関する継続的な指導及び生活に必要な資金の貸付けのあっせんを行う事業（生活困窮者自立相談支援事業に該当するものを除く。）をいう。

#### （市及び福祉事務所を設置する町村等の責務）

第三条 市（特別区を含む。）及び福祉事務所（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に規定する福祉に関する事務所をいう。以下同じ。）を設置する町村（以下「市等」という。）は、この法律の実施に関し、公共職業安定所その他の職業安定機関、教育機関その他の関係機関（次項第二号において単に「関係機関」という。）との緊密な連携を図りつつ、適切に生活困窮者自立相談支援事業及び生活困窮者住居確保給付金の支給を行う責務を有する。

2 都道府県は、この法律の実施に関し、次に掲げる責務を有する。

一 市等が行う生活困窮者自立相談支援事業及び生活困窮者住居確保給付金の支給並びに生活困窮者就労準備支援事業、生活困窮者一時生活支援事業、生活困窮者家計相談支援事業その他生活困窮者の自立の促進を図るために必要な事業が適正かつ円滑に行われるよう、市等に対する必要な助言、情報の提供その他の援助を行うこと。

二 関係機関との緊密な連携を図りつつ、適切に生活困窮者自立相談支援事業及び生活困窮者住居確保給付金の支給を行うこと。

3 国は、都道府県及び市等（以下「都道府県等」という。）が行う生活困窮者自立相談支援事業及び生活困窮者住居確保給付金の支給並びに生活困窮者就労準備支援事業、生活困窮者一時生活支援事業、生活困窮者家計相談支援事業その他生活困窮者の自立の促進を図るために必要な事業が適正かつ円滑に行われるよう、都道府県等に対する必要な助言、情報の提供その他の援助を行わなければならない。

## 第二章 都道府県等による支援の実施

#### （生活困窮者自立相談支援事業）

第四条 都道府県等は、生活困窮者自立相談支援事業を行うものとする。

2 都道府県等は、生活困窮者自立相談支援事業の事務の全部又は一部を当該都道府県等以外の厚生労働省令で定める者に委託することができる。

3 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、その委託を受けた事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

#### （生活困窮者住居確保給付金の支給）

第五条 都道府県等は、その設置する福祉事務所の所管区域内に居住地を有する生活困窮者のうち第二条第三項に規定するもの（当該生活困窮者及び当該生活困窮者と同一の世帯に属する者の資産及び収入の状況その他の事情を勘案して厚生労働省令で定めるものに限る。）に対し、生活困窮者住居確保給付金を支給するものとする。

2 前項に規定するもののほか、生活困窮者住居確保給付金の額及び支給期間その他生活困窮者住居確保給付金の支給に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

（生活困窮者就労準備支援事業等）

第六条 都道府県等は、生活困窮者自立相談支援事業及び生活困窮者住居確保給付金の支給のほか、次に掲げる事業を行うことができる。

- 一 生活困窮者就労準備支援事業
  - 二 生活困窮者一時生活支援事業
  - 三 生活困窮者家計相談支援事業
  - 四 生活困窮者である子どもに対し学習の援助を行う事業
  - 五 その他生活困窮者の自立の促進を図るために必要な事業
- 2 第四条第二項及び第三項の規定は、前項の規定により都道府県等が行う事業について準用する。

（市等の支弁）

第七条 次に掲げる費用は、市等の支弁とする。

- 一 第四条第一項の規定により市等が行う生活困窮者自立相談支援事業の実施に要する費用
- 二 第五条第一項の規定により市等が行う生活困窮者住居確保給付金の支給に要する費用
- 三 前条第一項の規定により市等が行う生活困窮者就労準備支援事業及び生活困窮者一時生活支援事業の実施に要する費用
- 四 前条第一項の規定により市等が行う生活困窮者家計相談支援事業並びに同項第四号及び第五号に掲げる事業の実施に要する費用

（都道府県の支弁）

第八条 次に掲げる費用は、都道府県の支弁とする。

- 一 第四条第一項の規定により都道府県が行う生活困窮者自立相談支援事業の実施に要する費用
- 二 第五条第一項の規定により都道府県が行う生活困窮者住居確保給付金の支給に要する費用
- 三 第六条第一項の規定により都道府県が行う生活困窮者就労準備支援事業及び生活困窮者一時生活支援事業の実施に要する費用
- 四 第六条第一項の規定により都道府県が行う生活困窮者家計相談支援事業並びに同項第四号及び第五号に掲げる事業の実施に要する費用

#### (国の負担及び補助)

- 第九条 国は、政令で定めるところにより、次に掲げるものの四分の三を負担する。
- 一 第七条の規定により市等が支弁する同条第一号に掲げる費用のうち当該市等における人口、被保護者（生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第六条第一項に規定する被保護者をいう。第三号において同じ。）の数その他の事情を勘案して政令で定めるところにより算定した額
  - 二 第七条の規定により市等が支弁する費用のうち、同条第二号に掲げる費用
  - 三 前条の規定により都道府県が支弁する同条第一号に掲げる費用のうち当該都道府県の設置する福祉事務所の所管区域内の町村における人口、被保護者の数その他の事情を勘案して政令で定めるところにより算定した額
  - 四 前条の規定により都道府県が支弁する費用のうち、同条第二号に掲げる費用
- 2 国は、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、次に掲げるものを補助することができる。
- 一 前二条の規定により市等及び都道府県が支弁する費用のうち、第七条第三号及び前条第三号に掲げる費用の三分の二以内
  - 二 前二条の規定により市等及び都道府県が支弁する費用のうち、第七条第四号及び前条第四号に掲げる費用の二分の一以内

#### 第三章 生活困窮者就労訓練事業の認定

- 第十条 雇用による就業を継続して行うことが困難な生活困窮者に対し、就労の機会を提供するとともに、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する事業（以下この条において「生活困窮者就労訓練事業」という。）を行う者は、厚生労働省令で定めるところにより、当該生活困窮者就労訓練事業が生活困窮者の就労に必要な知識及び能力の向上のための基準として厚生労働省令で定める基準に適合していることにつき、都道府県知事の認定を受けることができる。
- 2 都道府県知事は、生活困窮者就労訓練事業が前項の基準に適合していると認めるとときは、同項の認定をするものとする。
  - 3 都道府県知事は、第一項の認定に係る生活困窮者就労訓練事業（第十五条第二項において「認定生活困窮者就労訓練事業」という。）が第一項の基準に適合しないものとなったと認めるときは、同項の認定を取り消すことができる。

#### 第四章 雜則

##### (雇用の機会の確保)

- 第十一条 国及び地方公共団体は、生活困窮者の雇用の機会の確保を図るために、職業訓練の実施、就職のあっせんその他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。
- 2 国及び地方公共団体は、生活困窮者の雇用の機会の確保を図るために、国の講ずる措置と地方公共団体の講ずる措置が密接な連携の下に円滑かつ効果的に実施されるように相互に連絡し、及び協力するものとする。

3 公共職業安定所は、生活困窮者の雇用の機会の確保を図るため、求人に関する情報の収集及び提供、生活困窮者を雇用する事業主に対する援助その他必要な措置を講ずるように努めるものとする。

4 公共職業安定所は、生活困窮者の雇用の機会の確保を図るため、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十三条の四第一項の規定による届出をして無料の職業紹介事業を行う都道府県等が求人に関する情報の提供を希望するときは、当該都道府県等に対して、当該求人に関する情報を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。）その他厚生労働省令で定める方法により提供するものとする。

（不正利得の徴収）

第十二条 偽りその他不正の手段により生活困窮者住居確保給付金の支給を受けた者があるときは、都道府県等は、その者から、その支給を受けた生活困窮者住居確保給付金の額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。

2 前項の規定による徴収金は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の三第三項に規定する法律で定める歳入とする。

（受給権の保護）

第十三条 生活困窮者住居確保給付金の支給を受けることとなった者の当該支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。

（公課の禁止）

第十四条 租税その他の公課は、生活困窮者住居確保給付金として支給を受けた金銭を標準として課することができない。

（報告等）

第十五条 都道府県等は、生活困窮者住居確保給付金の支給に関して必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、当該生活困窮者住居確保給付金の支給を受けた生活困窮者又は生活困窮者であった者に対し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に質問させることができる。

2 都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、認定生活困窮者就労訓練事業を行う者又は認定生活困窮者就労訓練事業を行っていた者に対し、報告を求めることができる。

3 第一項の規定による質問を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

4 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（資料の提供等）

第十六条 都道府県等は、生活困窮者住居確保給付金の支給又は生活困窮者就労準備支援事業若しくは生活困窮者一時生活支援事業の実施に関して必要があると認めるときは、生活困窮者、生活困窮者の配偶者若しくは生活困窮者の属する世帯の世帯主その他その世帯

に属する者又はこれらの者であった者の資産又は収入の状況につき、官公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは生活困窮者の雇用主その他の関係者に報告を求めることができる。

2 都道府県等は、生活困窮者住居確保給付金の支給に関して必要があると認めるときは、当該生活困窮者住居確保給付金の支給を受ける生活困窮者若しくは当該生活困窮者に対し当該生活困窮者が居住する住宅を賃貸する者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの人々であった者に、当該住宅の状況につき、報告を求めることができる。

#### (町村の一部事務組合等)

第十七条 町村が一部事務組合又は広域連合を設けて福祉事務所を設置した場合には、この法律の適用については、その一部事務組合又は広域連合を福祉事務所を設置する町村とみなす。

#### (大都市等の特例)

第十八条 この法律中都道府県が処理することとされている事務で政令で定めるものは、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この条において「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下この条において「中核市」という。）においては、政令の定めるところにより、指定都市又は中核市が処理するものとする。この場合においては、この法律中都道府県に関する規定は、指定都市又は中核市に関する規定として指定都市又は中核市に適用があるものとする。

#### (実施規定)

第十九条 この法律に特別の規定があるものを除くほか、この法律の実施のための手続その他その執行について必要な細則は、厚生労働省令で定める。

### 第五章 罰則

第二十条 偽りその他不正の手段により生活困窮者住居確保給付金の支給を受け、又は他人をして受けさせた者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。ただし、刑法（明治四十年法律第四十五号）に正条があるときは、刑法による。

第二十一条 第四条第三項（第六条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第二十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十五条第一項の規定による命令に違反して、報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者

二 第十五条第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

第二十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第二十条又は前条第二号の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

## 附 則 抄

### (施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、附則第三条及び第十一条の規定は、公布の日から施行する。

### (検討)

第二条 政府は、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況を勘案し、生活困窮者に対する自立の支援に関する措置の在り方について総合的に検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

### (施行前の準備)

第三条 第十条第一項の規定による認定の手続その他の行為は、この法律の施行前においても行うことができる。

### (政令への委任)

第十一条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法

平成14年8月7日

法律第105号

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、自立の意思がありながらホームレスとなることを余儀なくされた者が多数存在し、健康で文化的な生活を送ることができないでいるとともに、地域社会とのあつれきが生じつつある現状にかんがみ、ホームレスの自立の支援、ホームレスとなることを防止するための生活上の支援等に関し、国等の果たすべき責務を明らかにするとともに、ホームレスの人権に配慮し、かつ、地域社会の理解と協力を得つつ、必要な施策を講ずることにより、ホームレスに関する問題の解決に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「ホームレス」とは、都市公園、河川、道路、駅舎その他の施設を故なく起居の場所とし、日常生活を営んでいる者をいう。

(ホームレスの自立の支援等に関する施策の目標等)

第三条 ホームレスの自立の支援等に関する施策の目標は、次に掲げる事項とする。

一 自立の意思があるホームレスに対し、安定した雇用の場の確保、職業能力の開発等による就業の機会の確保、住宅への入居の支援等による安定した居住の場所の確保並びに健康診断、医療の提供等による保健及び医療の確保に関する施策並びに生活に関する相談及び指導を実施することにより、これらの者を自立させること。

二 ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者が多数存在する地域を中心として行われる、これらの者に対する就業の機会の確保、生活に関する相談及び指導の実施その他の生活上の支援により、これらの者がホームレスとなることを防止すること。

三 前二号に掲げるもののほか、宿泊場所の一時的な提供、日常生活の需要を満たすために必要な物品の支給その他の緊急に行うべき援助、生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)による保護の実施、国民への啓発活動等によるホームレスの人権の擁護、地域における生活環境の改善及び安全の確保等により、ホームレスに関する問題の解決を図ること。

2 ホームレスの自立の支援等に関する施策については、ホームレスの自立のためには就業の機会が確保されることが最も重要であることに留意しつつ、前項の目標に従って総合的に推進されなければならない。

#### (ホームレスの自立への努力)

第四条 ホームレスは、その自立を支援するための国及び地方公共団体の施策を活用すること等により、自らの自立に努めるものとする。

#### (国の責務)

第五条 国は、第三条第一項各号に掲げる事項につき、総合的な施策を策定し、及びこれを実施するものとする。

#### (地方公共団体の責務)

第六条 地方公共団体は、第三条第一項各号に掲げる事項につき、当該地方公共団体におけるホームレスに関する問題の実情に応じた施策を策定し、及びこれを実施するものとする。

#### (国民の協力)

第七条 国民は、ホームレスに関する問題について理解を深めるとともに、地域社会において、国及び地方公共団体が実施する施策に協力すること等により、ホームレスの自立の支援等に努めるものとする。

## 第二章 基本方針及び実施計画

#### (基本方針)

第八条 厚生労働大臣及び国土交通大臣は、第十四条の規定による全国調査を踏まえ、ホームレスの自立の支援等に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を策定しなければならない。

- 2 基本方針は、次に掲げる事項について策定するものとする。
  - 一 ホームレスの就業の機会の確保、安定した居住の場所の確保、保健及び医療の確保並びに生活に関する相談及び指導に関する事項
  - 二 ホームレス自立支援事業(ホームレスに対し、一定期間宿泊場所を提供した上、健康診断、身元の確認並びに生活に関する相談及び指導を行うとともに、就業の相談及びあっせん等を行うことにより、その自立を支援する事業をいう。)その他のホームレスの個々の事情に対応したその自立を総合的に支援する事業の実施に関する事項
  - 三 ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者が多数存在する地域を中心として行われるこれらの者に対する生活上の支援に関する事項
  - 四 ホームレスに対し緊急に行うべき援助に関する事項、生活保護法による保護の実施に関する事項、ホームレスの人権の擁護に関する事項並びに地域における生活環境の改善及び安全の確保に関する事項
  - 五 ホームレスの自立の支援等を行う民間団体との連携に関する事項

六 前各号に掲げるもののほか、ホームレスの自立の支援等に関する基本的な事項

3 厚生労働大臣及び国土交通大臣は、基本方針を策定しようとするときは、総務大臣その他関係行政機関の長と協議しなければならない。

(実施計画)

第九条 都道府県は、ホームレスに関する問題の実情に応じた施策を実施するため必要があると認められるときは、基本方針に即し、当該施策を実施するための計画を策定しなければならない。

2 前項の計画を策定した都道府県の区域内の市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、ホームレスに関する問題の実情に応じた施策を実施するため必要があると認めるときは、基本方針及び同項の計画に即し、当該施策を実施するための計画を策定しなければならない。

3 都道府県又は市町村は、第一項又は前項の計画を策定するに当たっては、地域住民及びホームレスの自立の支援等を行う民間団体の意見を聞くように努めるものとする。

### 第三章 財政上の措置等

(財政上の措置等)

第十条 国は、ホームレスの自立の支援等に関する施策を推進するため、その区域内にホームレスが多数存在する地方公共団体及びホームレスの自立の支援等を行う民間団体を支援するための財政上の措置その他必要な措置を講ずるように努めなければならない。

(公共の用に供する施設の適正な利用の確保)

第十二条 都市公園その他の公共の用に供する施設を管理する者は、当該施設をホームレスが起居の場所とすることによりその適正な利用が妨げられているときは、ホームレスの自立の支援等に関する施策との連携を図りつつ、法令の規定に基づき、当該施設の適正な利用を確保するために必要な措置をとるものとする。

### 第四章 民間団体の能力の活用等

(民間団体の能力の活用等)

第十二条 国及び地方公共団体は、ホームレスの自立の支援等に関する施策を実施するに当たっては、ホームレスの自立の支援等について民間団体が果たしている役割の重要性に留意し、これらの団体との緊密な連携の確保に努めるとともに、その能力の積極的な活用を図るものとする。

(国及び地方公共団体の連携)

第十三条 国及び地方公共団体は、ホームレスの自立の支援等に関する施策を実施する

に当たっては、相互の緊密な連携の確保に努めるものとする。

(ホームレスの実態に関する全国調査)

第十四条 国は、ホームレスの自立の支援等に関する施策の策定及び実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、ホームレスの実態に関する全国調査を行わなければならぬ。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、この法律の施行の日から起算して十年を経過した日に、その効力を失う。

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後五年を目途として、その施行の状況等を勘案して検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

横浜市生活自立支援施設条例

平成 15 年 2 月 25 日  
条例第 1 号

横浜市生活自立支援施設条例をここに公布する。

横浜市生活自立支援施設条例

(設置)

第 1 条 生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号）第 2 条第 5 項に規定する一定の住居を持たない生活困窮者（以下「対象生活困窮者」という。）に対し、一時的な宿泊場所を提供するとともに、生活支援等を行い、その自立を支援するため、横浜市生活自立支援施設はまかぜ（以下「自立支援施設」という。）を横浜市中区に設置する。

(事業)

第 2 条 自立支援施設は、次の事業を行う。

- (1) 対象生活困窮者に対する一時的な宿泊場所並びに食事、衣類及び日用品等の提供
- (2) 対象生活困窮者に対する生活に関する相談及び支援
- (3) 対象生活困窮者に対する健康に関する相談及び支援並びに健康診断
- (4) 対象生活困窮者に対する就労等の支援
- (5) 対象生活困窮者に対する居住の場所の確保の支援
- (6) その他前各号に準ずる事業

(指定管理者の指定等)

第 3 条 次に掲げる自立支援施設の管理に関する業務は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項の規定により、指定管理者(同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に行わせるものとする。

- (1) 自立支援施設の施設の利用の許可等に関すること。
- (2) 前条に規定する事業の実施に関すること。
- (3) 自立支援施設の施設及び設備の維持管理に関すること。
- (4) その他市長が定める業務

2 指定管理者は、対象生活困窮者の自立支援に関する施策の方針を理解し、対象生活困窮者の生活状況及び自立支援施設のある地域の実情等を把握して、適切かつ公平に対象生活困窮者の自立支援のための事業を実施するものでなければならない。

3 指定管理者の指定を受けようとするものは、事業計画書その他規則で定める書類を市長に提出しなければならない。

4 市長は、前項の規定により提出された書類を審査し、かつ、実績等を考慮して、自立支援施設の設置の目的を最も効果的に達成することができると認めたものを指定管理者として指定する。

(平 17 条例 76・追加)

5 市長は、指定管理者の候補者を選定しようとするときは、特別の事情があると認める

場合を除き、第8条第1項に規定する横浜市生活自立支援施設指定管理者選定評価委員会（以下「選定評価委員会」という。）の意見を聴かなければならない。

（平24条例43・追加）

（指定管理者の指定等の公告）

第4条 市長は、指定管理者の指定をしたとき、及びその指定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。

（平17条例76・追加）

（管理の業務の評価）

第5条 指定管理者は、市長が特別の事情があると認める場合を除き、その指定期間において、第3条第1項各号に掲げる自立支援施設の管理に関する業務について、選定評価委員会の評価を受けなければならない。

（平24条例43・追加）

（利用の許可）

第6条 自立支援施設を利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならぬ。

2 指定管理者は、前項の許可に自立支援施設の管理上必要な条件を付けることができる。

3 指定管理者は、次のいずれかに該当する場合は、利用を許可しないことができる。

（1）自立支援施設の設置の目的に反するとき。

（2）自立支援施設における秩序を乱し、又は公益を害するおそれがあるとき。

（3）自立支援施設の管理上支障があると認められるとき。

（4）その他指定管理者が必要と認めたとき。

（平17条例76・旧第3条繰下・一部改正）

（平24条例43・旧第5条繰下）

（利用の制限等）

第7条 指定管理者は、自立支援施設の利用の許可を受けた者が次のいずれかに該当するときは、その利用の許可を取り消し、又はその利用を制限し、若しくは退所を命ずることができる。

（1）前条第3項各号のいずれかに該当するに至ったとき。

（2）この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。

（3）この条例に基づく許可の条件に違反したとき。

（平17条例76・旧第4条繰下・一部改正）

（平24条例43・旧第6条繰下）

（横浜市生活自立支援施設指定管理者選定評価委員会）

第8条 指定管理者の候補者の選定、指定管理者による自立支援施設の管理の業務に係る評価等について調査審議するため、横浜市生活自立支援施設指定管理者選定評価委員会を置く。

2 選定評価委員会は、市長が任命する委員10人以内をもって組織する。

3 前項に定めるもののほか、選定評価委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

(平24条例43・追加)

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(平24条例43・旧第7条繰下)

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成15年5月規則第69号により同年6月1日から施行)

附 則(平成17年6月条例第76号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際にこの条例による改正前の横浜市ホームレス自立支援施設条例第5条の規定によりその管理に関する事務を委託している横浜市ホームレス自立支援施設はまかぜについては、地方自治法の一部を改正する法律(平成15年法律第81号)附則第2条に規定する日までの間は、なお従前の例による。

附 則(平成23年12月条例第43号)

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際にこの条例による改正前のそれぞれの条例の規定に基づき公の施設の管理に関する業務を行っている指定管理者が、その指定の期間においてこの条例の施行の日前までにこの条例による改正後のそれぞれの条例の規定による当該業務についての評価に相当する評価を受けている場合にあっては、当該期間においては当該業務についての評価に係るこれらの規定は適用しない。

附 則(平成27年2月条例第16号)

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に横浜市ホームレス自立支援施設条例第6条第1項の規定により許可を受けた者に係る施設の利用については、なお従前の例による。

横浜市生活自立支援施設条例施行規則

平成 15 年 5 月 30 日  
規則第 70 号

横浜市生活自立支援施設条例施行規則をここに公布する。

横浜市生活自立支援施設条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、横浜市生活自立支援施設条例(平成 15 年 2 月横浜市条例第 1 号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(定員)

第 2 条 横浜市生活自立支援施設はまかぜ(以下「自立支援施設」という。)の定員は、250 人とする。

(平 23 規則 83・一部改正)

(指定申請書の提出等)

第 3 条 指定管理者の指定を受けようとするものは、指定申請書(別記様式)を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、条例第 3 条第 3 項に規定する事業計画書及び次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類

(2) 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書

(3) 前項の申請書を提出する日に属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度及び前々事業年度の収支計算書及び事業報告書

(4) 自立支援施設の管理に関する業務の収支予算書

(5) その他市長が必要と認める書類

(平 17 規則 96・全改、平 23 規則 83・一部改正)

(利用期間)

第 4 条 自立支援施設を連続して利用する場合の利用期間は、3 月以内でなければならない。ただし、指定管理者が必要があると認める場合は、6 月を限度として、3 月を超えて利用することができる。

(平 17 規則 96・平 23 規則 83・一部改正)

(委任)

第 5 条 この規則の施行に関し必要な事項は、健康福祉局長が定める。

(平 17 規則 96・旧第 6 条繰上、平 18 規則 84・一部改正)

附 則

この規則は、平成 15 年 6 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年 6 月 規則第 96 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 18 年 3 月規則第 84 号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

5 この規則の施行の際現に決裁処理の過程にある事案の処理については、なお従前の例による。

附 則(平成 23 年 9 月規則第 83 号)

(施行期日)

1 この規則中、第 3 条第 2 項第 2 号の改正規定及び別記様式注意 3 の改正規定は公布の日から、第 2 条の改正規定及び第 4 条ただし書の改正規定は平成 23 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 第 4 条ただし書の改正規定の施行の際現に横浜市ホームレス自立支援施設条例(平成 15 年 2 月横浜市条例第 1 号)第 5 条第 1 項の規定による許可を受けている者については、この規則による改正後の横浜市ホームレス自立支援施設条例施行規則第 4 条ただし書の規定を適用する。

附 則(平成 27 年 3 月規則第 25 号)

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

別記様式(第3条第1項)

指 定 申 請 書

年       月       日

( 申 請 先 )

横 浜 市 長

申 請 者	所 在 地
	団 体 名
	代 表 者 氏 名

横浜市生活自立支援施設はまかぜの指定管理者の指定を受けたいので、申請します。

(注意) 申請に際しては、次の書類を添付してください。

- (1) 事業計画書
- (2) 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
- (3) 法人には、当該法人の登記簿謄本
- (4) 指定申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度及び前々事業年度の収支計算書及び事業報告書
- (5) 横浜市生活自立支援施設はまかぜの管理に関する業務の収支予算書
- (6) その他市長が必要と認める書類

## 横浜市生活自立支援施設の指定管理者の選定等に関する要綱

制定 平成 22 年 4 月 1 日 健保第 17 号（局長決裁）  
改正 平成 27 年 3 月 27 日 健保第 2803 号（局長決裁）

### （趣旨）

第 1 条 この要綱は、横浜市生活自立支援施設条例（平成 15 年 2 月条例第 1 号）（以下、「条例」という。）第 3 条に規定する生活自立支援施設（以下「施設」という）の指定管理者を指定するため、選定を適正に実施するための手続等を定める。

2 選定は、公平性及び透明性を確保して、実施するものとする。

### （指定管理者の選定）

第 2 条 選定は、期間を定めた公募により実施する。

- 2 前項の公募を行った結果として資格を満たす応募者がなかった場合には、公募要項の再検討等を実施した上で再公募を行うものとする。
- 3 前項の再公募によっても資格を満たす応募者がなかった場合には、健康福祉局長は非公募により選定を行うことができる。
- 4 健康福祉局長は、応募者の中から施設の指定管理者の候補者（以下「指定候補者」という。）を選定する。
- 5 健康福祉局長は、次条に定める指定管理者選定評価委員会の意見を尊重して、指定管理者の選定を行う。

### （指定管理者選定評価委員会）

第 3 条 施設の指定管理者の選定について健康福祉局長に対して意見を述べるため、条例第 8 条第 1 項に規定する指定管理者選定評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、健康福祉局長が別に定める。

### （指定管理者の選定基準）

第 4 条 選定は、別に定める選定基準に基づき実施する。

- 2 選定基準は、条例に定められた施設の設置目的を最も効果的に達成することができるよう定める。
- 3 健康福祉局長は、前項の選定基準については、委員会に基準の検討及び決定を委ねることができる。

(申請書等)

第5条 指定管理者の指定を受けようとする者は、あらかじめ定められた期日までに、横浜市生活自立支援施設条例施行規則及び別途定める指定管理者公募要項に定められた提出書類を、健康福祉局長に提出するものとする。

2 健康福祉局長は、前項の申請書類の一部又は全部を、委員会に必要に応じて提供する。

(選定の公表及び報告)

第6条 健康福祉局長は、指定管理者の候補者及び次点候補者を選定したときは、速やかに選定結果を応募法人に通知するとともに、その結果を公表する。

(指定管理者の指定)

第7条 健康福祉局長は、議会の議決を経て指定管理者に指定された者に対して速やかに指定の通知をするとともに、公告を行う。

2 指定管理者に指定された者と健康福祉局長は、指定管理業務に関する協定を締結する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

(要綱の廃止)

2 次に掲げる要綱は廃止する。

横浜市ホームレス自立支援施設の指定管理者の指定に関する要綱（平成17年7月8日福保第1066号）

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

## 横浜市生活自立支援施設指定管理者選定評価委員会運営要綱

制定 平成 24 年 4 月 1 日 健保護第 216 号（局長決裁）

改正 平成 27 年 3 月 27 日 健保護第 2803 号（局長決裁）

### （趣旨）

第 1 条 この要綱は、横浜市生活自立支援施設条例（平成 15 年 2 月条例第 1 号）第 8 条第 3 項の規定に基づき、横浜市生活自立支援施設指定管理者選定評価委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

### （担任事務）

第 2 条 委員会は、横浜市生活自立支援施設（以下「施設」という。）の指定候補者（指定管理者の候補者をいう。以下同じ。）の選定（以下「選定」という。）、指定管理者による施設の管理の業務に係る評価（以下「評価」という。）等に関し、次の事項について調査審議し、市長に意見を述べる。

- (1) 選定手続の細目
- (2) 選定基準
- (3) 公募要項の内容
- (4) 選定及び次点候補者（指定候補者を指定管理者として指定できない事情がある場合において、当該指定できない候補者に代わって指定候補者となるべき者をいう。以下同じ。）の決定
- (5) 評価基準
- (6) 評価の決定
- (7) 指定管理者の指定の取消し
- (8) その他市長が選定、評価等について必要と認める事項

### （委員）

第 3 条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) ホームレスの実情に詳しいもの
- (3) 施設のある地域の実情に詳しいもの
- (4) 会計・経理に詳しいもの
- (5) その他市長が必要と認めるもの

2 委員に、委員としてふさわしくない非行事由があったと市長が認める場合は、市長はその職を解くものとする。

3 委員の氏名及び役職等は公募要項等に掲載する。

(委員の責務)

- 第4条 委員は、第2条に定める職務を常に公正、公平に行うものとする。
- 2 委員は、直接間接を問わず、応募団体及び応募することが見込まれる団体の関係者と、選定に関して接触してはならない。
- 3 前項の接触が判明したときは、委員会は委員が接触した団体を選考対象外とする。
- 4 委員は、委員会を通じて知り得た情報をその職を退いた後も洩らしてはならない。ただし、横浜市又は委員会が公表した情報については、この限りではない。
- 5 前項の規定は、委員会に出席した者（委員及び会議が公開されている場合における傍聴者を除く。）について準用する。

(委員の任期)

- 第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、特別の事情があると認められる場合は、これを1年とすることができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は再任されることができる。

(委員長)

- 第6条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。
- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(議事)

- 第7条 委員会の会議は委員長が招集する。ただし、委員の任期が満了した後第6条第1項の規定により委員長を定めるまでの間は、市長が招集する。
- 2 委員長は、委員会の会議の議長となる。
- 3 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 4 委員会の会議の議事は、出席した委員（議長を除く。）の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 委員長は、委員会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から資料の提出を求めることができる。

(作業部会)

第8条 委員会は、必要があると認める場合には、作業部会を置くことができる。

(会議の公開)

第9条 委員会の会議は、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号）第31条の規定に基づき、公開するものとする。ただし、同条ただし書に該当する場合は、委員会の決定により非公開とすることができる。

(報告)

第10条 委員会は、選定（次点候補者の決定を含む。）、評価の決定等を行ったときは、速やかに当該結果を市長に報告する。

(庶務)

第11条 委員会の庶務は、健康福祉局生活福祉部生活支援課援護対策担当において行う。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

(要綱の廃止)

2 次に掲げる要綱は廃止する。

横浜市ホームレス自立支援施設指定管理者選定委員会運営要綱（平成22年4月1日 健保護第17号）

横浜市ホームレス自立支援施設の指定管理者の選定等に関する要綱（平成22年4月1日 健保護第17号）

横浜市ホームレス自立支援施設第三者評価委員会設置要綱（平成20年4月1日 健保護第139号）

(経過措置)

3 この要綱の施行後最初に第3条第1項の規定に基づき任命する委員の任期は、第5条第1項の規定にかかわらず、平成26年3月31日までとする。

(その他)

4 この要綱の施行後最初に開催する委員会は、第7条第1項本文の規定にかかわらず、市長が招集する。

#### 附 則

(施行期日)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。